

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	令和5年 3月10日 (金)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時46分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	濱本委員長、酒井副委員長、松田・中村（岩雄）・高木・ 佐々木各委員		
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長、会計管理者、 監査委員事務局長 ほか関係理事者 (選挙管理委員会事務局長欠席)		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高木委員、佐々木委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽市過疎地域持続的発展市町村計画の進捗状況について」

「第7次小樽市総合計画の中間見直しに係る経過報告について」

○（総務）企画政策室谷守主幹

まず、私から、小樽市過疎地域持続的発展市町村計画の進捗状況について御報告させていただきます。

お手元の資料を御覧ください。

本計画は、本市の持続的発展のため、基本目標を転出の抑制と転入の増加による社会減の抑制と掲げ、実施すべき12の事項について、第7次小樽市総合計画の体系と結びつけるとともに、事項ごとに対策や関連する総合計画上の指標、事業計画などを掲載しております。

今回は令和3年度における進捗状況としまして、基本目標の達成状況等の評価と12の事項ごとに本計画の推進に要した経費と指標の状況について取りまとめた内容を御報告するものでございます。

初めに、「1 基本目標の達成状況」についてでございますが、令和3年の転出超過数は465人となっており、平成21年から30年までの平均値825人と比べまして、大幅に減少しておりますことから、目標としている社会減の抑制の方向に進んでいることが認められるものと考えてございます。

一方で、いまだ転出超過の状況にありますことから、今後とも各分野の取組を通じて社会減の抑制に努める必要があるものと考えております。

次に、2ページの「2 本計画の推進に要した経費（歳出決算額）について」でございますけれども、こちらは実施すべき12の事項ごとに事業計画に掲載している事業について、令和3年度の歳出決算額を取りまとめたものでございまして、本計画に掲載された事業の決算額は総額で132億3,300万円となっております。

次に、「3 各指標における数値の変動状況について」でございますが、こちらは前回の総務常任委員会で御報告申し上げました総合計画の進捗状況と同様に過疎計画上の指標について、数値の変動状況を取りまとめたものでございます。

今回の確認の結果、前回数値との比較ができた18の指標のうち、半数を超える10の指標で前進が確認されたところでございます。

なお、各指標数値の詳細につきましては資料の3ページ以降に記載しているとおりとなっております。

また、資料にはございませんけれども、本計画の進捗状況につきましては、今後、市のホームページにおいて公表することで準備を進めているところでございます。

続きまして、第7次小樽市総合計画の中間見直しに係る取組経過につきましては、資料はございませんけれども、口頭で報告させていただきます。

庁内会議でございます総合計画策定会議につきましては、2月10日に第1回目の会議を開催したところでございまして、前回の総務常任委員会で御報告申し上げました中間見直しの方針やスケジュールなどにつきましては、認識を共有したほか、見直し案の詳細を検討することとなる補助組織の体制や庁内における検討作業の当面の進め方につきまして合意を図ったところでございます。

今後につきましては、見直しの原案を御審議いただくこととなる小樽市総合計画審議会について、8月頃をめどに設置の予定であります。また、10月頃までをめどに見直しの原案を決定できるように、庁内での検討作業を進め

てまいる予定でございます。

#### ○委員長

「令和4年度小樽市防災会議の概要について」

#### ○（総務）災害対策室進藤主幹

令和4年度小樽市防災会議の概要について報告いたします。

市長を会長とする本会議は、令和5年2月8日に開催し、議題2件の審議が行われました。

なお、議題の詳細は、資料1から3として添付しておりますので順次説明いたします。

まず、「議題1 小樽市地域防災計画について」の1点目でございますが、今年度の小樽市地域防災計画の主な修正内容については資料1を御覧ください。

避難行動要支援者個別避難計画の作成開始に伴う関係部分の追記や産業港湾部観光振興室が策定した小樽市観光客等の災害時対応マニュアルとの関連から、観光客への対応に関して避難救出計画に基本的な事項を追記しました。

また、指定避難所・指定緊急避難場所の一覧については、災害時に優先的に開設する避難所を明確にするため、避難所運営に係る人員体制を勘案した上で、優先して開設する第1次避難所と、調整後に開設を行う第2次避難所に区分して、表の再整理を行いました。

次に、議題1の今後の小樽市地域防災計画の体系（案）については資料2を御覧ください。

現行の計画は、平成9年に大枠を定めた以降、法改正に伴う項目の追記を重ねており、第1章の総則において計画の全体像を把握できないことや、災害種類ごとの行動が整理されていないことなどから、今後、記載内容の構成を見直して新体系の計画へ移行する案をお示しいたしました。

新たな体系案では、総則で計画の位置付け、構成等を明確化するとともに、地震・津波等の複合災害への対策に係る記載内容を基本形とした上で他の個別災害への対応を整理するなどをいたしまして、令和5年度から新体系に基づき記載内容を精査し、最短のスケジュールといたしましては、令和6年度内の公表を想定しております。

次に、「議題2 来年度の小樽市総合防災訓練の概要について」につきましては資料3を御覧ください。

大規模地震による土砂崩れや津波浸水を想定し、発災後6時間を経過した以降の災害対策本部と災害発生現場との情報伝達、共有及び対応の確認を目的として実施します。

日程と場所は令和5年8月31日、現地訓練は勝納ふ頭2番、災害対策本部訓練は消防庁舎6階講堂を予定し、従前のシナリオ型だけでなく、状況報告を受けて対策本部で対応を判断するブラインド型訓練を一部導入することを検討いたします。

以上の議題2件につきまして、小樽市防災会議委員の皆様にご審議をいただき、原案どおり実施することの承認をいただいております。

#### ○委員長

「令和4年度小樽市国民保護協議会の概要について」

#### ○（総務）災害対策室安藤主幹

令和4年度小樽市国民保護協議会の概要を報告します。お手元の資料を御覧ください。

市長が会長である本協議会は、2月15日に報告と議題2件の審議を行いました。

まず、報告では、名簿による現体制確認後、協議会開催の背景を説明いたしました。小樽市国民保護計画は平成19年度に策定以降、国の基本指針等の変更等に伴い、平成30年度までの間に計4回、一部修正をしております。

今回の協議会は、昨年度の本市組織改編と業務継続計画策定に伴う体制の変更と国際情勢を踏まえた計画修正案諮問及び認識共有のため参集いただき、開催した旨を説明いたしました。

次に、「議題1 小樽市国民保護計画の修正概要について」です。

まず、第2編、第1、市における組織・体制の整備について。

一つ目に、医療保険部・福祉部を福祉保険部・子ども未来部に変更し、役割も修正をいたしました。

二つ目に、本市の対策本部長及び本部員等の代替職員を変更し、地域防災計画に整合いたしました。

三つ目に、参集基準の3、担当課体制とあるのを情報連絡体制に改め、国民保護担当職員（総務部長・災害対策室、消防長、担当課長等）が参集する旨と、情報連絡体制の参集例として、Jアラート発令時ということを明記をいたしました。

続いて、第2編、第5、研修及び訓練について。

市における訓練の実施の項に、国の基本指針の修正に伴い、武力攻撃災害への対応訓練、広域避難等の武力攻撃事態等に、特有な訓練を人口密集地を含む場所・想定で実践的に行う旨を追記いたしました。

なお、詳細は資料1を御覧ください。

次に、「議題2 武力攻撃事態等への対処などについて（情報提供）」ですが、一つ目に、4月に内閣官房と消防庁が発出をした弾道ミサイルを想定した市区町村の初動対処マニュアル作成の手引きと、これに係る北海道の対応について紹介いたしました。本手引は、短時間で落下する可能性がある弾道ミサイル対応の市町村のマニュアル作成、訓練に活用する等、危機管理能力向上のため作成されましたが、北海道は本手引に特段の対応をせず、マニュアル等の作成も市町村に任せる旨を説明いたしました。

二つ目に、北海道国民保護計画の武力攻撃事態等への対処について、不測の事態に備えた北海道の対処を紹介しました。

三つ目に、本年1月に消防庁が実施をした避難実施要領のパターン作成研修会に本市職員が参加をし、ひな型に基づくパターン作成を研修した旨を紹介しました。

以上の議題2点について、各委員に御審議いただき、原案どおり承認されました。

#### ○委員長

「地方税共通納税システムの対象税目拡大及び地方税統一QRコード付納付書による納付について」

#### ○（財政）納税課長

地方税共通納税システムの対象税目拡大及び地方税統一QRコード付納付書による納付について御報告いたします。資料を御覧ください。

初めに、「1 地方税共通納税システム（eLTAx）対象税目拡大」につきまして、本市では、現在、地方税協働機構が提供するシステムである地方税共通納税システム（eLTAx）により、法人市民税と市民税・道民税の特別徴収において電子納税することができますが、令和5年4月1日からは、固定資産税・都市計画税、市民税・道民税の普通徴収、軽自動車税（種別割）についても取扱いを始めます。

次に、「2 地方税統一QRコード付納付書による納付」につきまして、令和5年4月1日以降に発行する市税の納付書にはQRコードを印字します。これにより、市内の金融機関のほか、全国の地方税統一QRコード対応金融機関で納付できるようになり、市外の納税者の利便性が向上します。

さらに、各種スマホ決済アプリによる納付や地方税共通納税システム（eLTAx）の「地方税お支払いサイト」へアクセスしてクレジットカードでの納付、金融機関の口座から引き落とし日を指定して直接納付するダイレクト方式口座振替での納付、インターネットバンキングの口座からの納付、「地方税お支払いサイト」でページ番号を発行し、その番号を使用して、ATM等での納付が可能になります。このことにより納税者の利便性の向上を見込むことができます。

これらの納付方法等については、市ホームページや広報おたる4月号に掲載するほか、納付書を送付する際にはチラシを同封するなど、市民周知を図ってまいります。

#### ○委員長

「令和5年度小樽市合同部活動（拠点校方式）について」

○（教育）教育総務課長

令和5年度小樽市合同部活動（拠点校方式）について御報告いたします。お手元の資料を御覧ください。

拠点校方式は、複数の学校が合同により部活動を行う手法の一つであり、種目ごとに全市またはブロック分けされた地域内のうち、一つを拠点校として指定し、地域内の拠点校ではない学校に在籍する生徒と拠点校の生徒と一緒に部活動を行うことができるようにするものです。これにより、拠点校方式を実施する種目の部活動は、市内全校の生徒が選択をできるようになります。

令和5年度はサッカー、陸上競技の2種目において実施をいたします。実施内容につきましては資料のとおりですが、サッカーは市内を2ブロックに分け、長橋中学校、望洋台中学校を拠点校として指定し、資料のとおり、各ブロックの生徒は拠点校に移動して部活動を行うこととなります。

陸上競技は現在実施している部活動を基本として、今年度に陸上競技の部活動がない学校に通う生徒であっても、拠点校で活動ができるようなブロック分けを行っております。

例えばですが、忍路中学校、長橋中学校は、今年度は陸上部はありませんでしたが、新年度は北陵中学校において陸上競技の部活動が行えるようになります。

また、生徒が拠点校に移動して部活動を行うこととなりますので、その移動支援としてタクシーを利用し、5月から10月の平日週2日間、年間40日の生徒の移動に係る経費の予算を提案させていただいているところであります。

今後ですけれども、現在、市内に設置されているほかの部活動につきましても、拠点校方式による合同部活動を実施できないか、検討を行っていく予定です。

○委員長

「小樽市指定文化財の指定及び国登録有形文化財（建造物）の登録について」

○（教育）生涯学習課長

小樽市指定文化財の指定及び国登録有形文化財（建造物）の登録について御報告いたします。お手元の資料を御覧ください。

1点目は、小樽市指定文化財の指定についてであります。

小樽市文化財保護条例に基づき、現在9件の文化財を市指定文化財として指定しておりますが、文化財審議会で答申を受けた1件の文化財について、1月26日に開催された教育委員会での議決を経て、新たに小樽市指定文化財として指定しました。

指定された文化財は、江戸末期から明治初期に後志地方で暮らしたアイヌの人々や寿都周辺の地図などを描いた絵画などの資料群である林家旧蔵アイヌ風俗画画稿で、総合博物館で保管しているものであります。詳細につきましては資料を御確認ください。

続いて、資料の2ページ目を御覧ください。

2点目は、国登録有形文化財（建造物）の登録についてであります。

令和4年11月18日に開催された国の文化審議会において、小樽市指定歴史的建造物に指定されている旧猪俣邸（銀鱗荘）のうち、明治後期に建てられ昭和13年に移築された銀鱗荘旧本館及び明治後期に建てられ昭和16年に移築、同44年に改修されたグリル銀鱗荘の2棟を登録有形文化財とするよう答申されておりましたが、2月27日付の官報告示をもって正式に国の登録有形文化財（建造物）として登録されました。主な評価点などにつきましては、資料を御確認ください。

○委員長

「小樽市スポーツ施設長寿命化計画の策定について」

○（教育）生涯スポーツ課長

小樽市スポーツ施設長寿命化計画の策定について御報告いたします。

本件につきましては、令和4年第4回定例会の総務常任委員会において計画案の内容を報告させていただいたところですが、その後、昨年12月27日から本年1月25日までの30日間で本計画案のパブリックコメントを実施したところでもあります。これに対する市の考え方及び計画案の修正について教育部内で検討した後、庁内の関係部長会議において最終計画案が承認され、2月16日開催の小樽市教育委員会第2回定例会における議決を経て、3月に計画を策定したものであります。

説明に入ります前に、資料が前後して恐縮でございますが、まず、パブリックコメントの結果から説明させていただきます。

資料の2番目、パブリックコメントの実施概要を御覧ください。

冒頭で御説明いたしましたとおり、本計画案のパブリックコメントを実施したところ、2名の方から計10件の御意見をいただいたところでもあります。意見等の概要及び市の考え方につきまして、主なものを紹介させていただきます。

意見番号2において、施設の老朽化やコロナ禍による利用低迷などを踏まえての御意見かと思いますが、いつの時点の統計をもって経済性を判断するのかという御質問となっておりまして、これに対する考え方といたしましては、施設の現状に応じて経済性を判断する必要があることから、直近5年間の統計資料に基づいて判断を行うこと、おおむね5年ごとに改めて評価を行う旨を記載をしているところでございます。

次に、意見番号3において、市内各所にスポーツ施設が散在している状況から、移転等による低コスト化や利便性の向上について考えてみてはという御意見となっており、これに対する考え方といたしましては、新たに施設を建設するよりも、現状では施設の改修か修繕により長寿命化の対策費用を抑えていく考えであること、計画の見直しの際に、施設の集約化や廃止を検討するに当たっては、低コスト化や利便性の向上等について検討していく旨を記載をしているところであります。

意見番号6において、近隣に公園施設やほかのスポーツ施設があることで評価が高くなっている理由はなぜかという御質問でございます。

これに対する考え方といたしましては、近隣に公園施設やスポーツ施設があることで多目的な利用が可能となること、また、管理がしやすくなることなどから評価を高くしている旨を記載をしているところであります。

意見番号8におきましては、人口減少など本市を取り巻く環境を反映し、スポーツ施設の増減についてどのように考えているのかという御質問となっており、これに対する考え方といたしましては、人口減少等を踏まえて既存施設を改修・修繕しつつ施設の状況や利用状況等を踏まえた適正配置についても検討していく旨を記載しているところでございます。

御意見といたしましては、記載事項に関する御質問や解釈に関するものが中心でございましたので、パブリックコメントを踏まえての計画案の修正は行わないものであります。さきの定例会で御報告した計画案から、若干内容や言い回しを修正していただいておりますので、変更内容の主なものをかいつまんで御説明させていただきます。

資料の1番目、小樽市スポーツ施設長寿命化計画を御覧ください。

まず、1ページの「1-2 本計画の位置付け」以降であります。年号表記につきまして、市総合計画など上位計画などを参照いたしまして、一部の章を除き、全体的に「令和〇〇（20〇〇）年度」という形で記載を統一しているほか、計画の前後の記載内容との整合性を取るため、一部字句や言い回しについては変更しているものであります。

続きまして、14ページ「4-1 概算事業費及び改修内容等」及び16ページ「4-3 実施スケジュール」について、今定例会で上程しております令和5年度当初予算を踏まえまして、小樽手宮公園競技場の令和5年度の事業費を7,500万円から1,500万円減額をし、6,000万円に変更しているものであります。

次に、16ページ（2）個別施設の対策スケジュールについては、先ほど手宮公園競技場の事業費変更を受け、表

中の令和5年度の事業費を7,500万円から6,000万円に変更するとともに、令和6年度のトラック走路改修については、本来1億7,000万円と記載すべきところを1億7,100万円と誤記載をしていたことから、この際、おわびをして訂正させていただきたく存じます。これに伴い、36年間の対策費用については、総額46億2,500万円から1,600万円減額をいたしまして、46億900万円という形に変更してございます。

#### ○委員長

「小樽市新総合体育館基本構想について」

#### ○（教育）主幹

小樽市新総合体育館基本構想について御報告いたします。

本件につきましては、前回の委員会におきましても基本構想（案）として御報告させていただきましたが、その後、基本構想（案）についての市民説明会とパブリックコメントを実施しております。

このたびお示しする基本構想は、このパブリックコメントの意見を受けての修正を行い、去る2月16日、令和5年小樽市教育委員会第2回定例会において議案として協議し、決定したものでございます。

初めに、市民説明会の概要について御報告させていただきます。

別紙2を御覧ください。

別紙2は市民説明会の概要になります。開催は令和5年1月13日で、15時と18時の2回、開催してございます。会場は市民会館1号室で、参加人数は1回目が24名、2回目は8名、合計32名の方が参加してございます。

質疑応答から幾つか抜粋して紹介させていただきます。

まず、説明会の1回目、質疑内容の1番ですが、後になってプールは整備できないということはないのかといった御質問でございましたが、これにつきましては、相当なことがない限り撤回するようなことはございませんというお答えをしております。

次、2ページの5番ですが、新しいプール施設は駅前にあった室内水泳プールの規模を望むといった御意見でございます。これにつきましては、人口や社会状況が変わってきているので、それらを踏まえた検討が必要であるといったお答えをしております。

次に、6番ですが、公認プール建設は難しいのかといった御質問でございます。これにつきましては、現時点では、まず、結論が出ていないこと、ただ、市民アンケート調査では「一般が利用しやすい水深」を望む意見が多かったこと、一方で、公認プールを望む意見があることをお答えしております。

次に、10番ですが、「公認プールの場合、入水用スロープを設置できない」との文言があるが、北海道水泳連盟では問題ないと言っているのを削除してほしいといった御意見です。これにつきましては、市教委としましては、日本水泳連盟に複数回、確認しまして、入水用スロープは設置できないとのお答えをいただいていること、ただし、今回、北海道水泳連盟には市教委から問い合わせしてみるとのお答えをしております。

なお、この件につきましては、その後、北海道水泳連盟及び日本水泳連盟が改めて協議した結果、入水用スロープを設置しても公認プール取得には支障がないとの見解が示されたため、御意見のとおり、基本構想の文言を修正することとしております。

以降は、その他いただいた御意見を記載しておりますが、3ページに移りまして、最後の御意見ですが、アリーナについての御意見で、整備するのであれば、中途半端なものにしないでほしい、現在のレイアウトを見ると、現総合体育館をコンパクトにしたように見えるといった御意見もございました。

続きまして、4ページですが、ここからは2回目18時からの説明会の御意見でございます。

まず、質疑内容の1番ですが、プール建設はどのような方が求めているのか、周囲ではプールは要らないとの意見が多いとの御意見ですが、これにつきましては、プールについての議論はずっと続けてきたこと、現在は高島小学校温水プールを代替施設として利用していますが、総合体育館の建て替えに合わせてプール施設を設けることに

したことなどを御説明しています。

次に、2番ですが、どのような住民の合意形成があってプールの建設が決まったのかといった御質問ですが、これにつきましては、小樽市議会へ市民プール建設に関する陳情があり、その陳情が採択されていることなど、こういったことを御説明しています。

次に、3番ですが、施設の内容について、基本構想から変更することはないのかといった御質問です。これにつきましては、今後、基本計画から設計段階においても変更が生じる可能性がある旨をお答えしております。

続きまして、5ページを御覧ください。

11番ですが、ランニングコストは試算しているのかといった御質問でございますが、これにつきましては、現在、どのような体育館にするのか決めているところでございますので、現時点では試算をできない旨お答えしています。

以降はその他の意見ですが、最後の御意見では事業手法について、効率性からPFI手法、つまり民間のノウハウを活用した手法をぜひとも採用してほしいといった御意見もございました。

以上が質疑の内容ですが、全体を通しますと、プールの公認取得やアリーナの規模拡大を求める意見があった一方で、プールの建設を疑問視する意見やコスト面への配慮を求める意見もございました。

続きまして、別紙3、パブリックコメントの実施概要について御報告いたします。

まず、概要についてですが、実施期間は令和4年12月27日から令和5年1月25日までの30日間で、23人の方から合計71件の御意見をいただいております。

意見の内訳としましては、プールに関することが22件と一番多く頂いております。

では、1枚おめくりいただいて、御意見の概要、市の考え方について、主なものをまた抜粋させて御紹介させていただきます。

まず、意見番号1についてですが、基本構想を策定している部署の連絡先等を記載すべきとの御意見でございますが、こちらにつきましては、御意見を踏まえて、連絡先等を記載することといたします。

次に、意見番号3についてですが、基本構想・基本計画・設計と、それぞれの工程で実施する内容を明示してほしいといった御意見でございます。

これにつきましては、基本構想では基本理念・基本方針を定めるとともに、大まかな規模・機能を明らかにし、その他の詳細な事項につきましては、基本計画から設計段階において検討する旨をお答えしております。

続きまして、意見番号4から8ですが、本編以外の各種資料は、資料編として本編と分け、また、アンケート調査など本編に直接関係しないものは掲載すべきではないといった御意見ですが、これにつきましては、検討の流れに沿って資料をお見せしたほうが分かりやすく、また、資料については、可能な限り多くの情報を掲載すべきとの考えをお答えしています。

次に、1枚めくりまして、意見番号11番ですが、防災についてでございます。

市庁舎の建て替えには、まだしばらく時間がかかりますので、それまでは市庁舎のバックアップ機能を持たせるべきとの御意見もございました。これにつきましては、構想においても本庁舎建て替えまでの災害対策本部の執務室としての利用も想定するとの記載がありますので、御意見とほぼ一致した考えがあることをお答えしております。

次に、1枚めくりまして、意見番号19から23ですが、プロバスケットボールリーグなどの試合ができるような規模にすべきといった御意見でございます。こちらにつきましては、まず、今回、構想で延床面積は最大で1万平方メートル強と決め、この範囲の中で考えていくこと、また、プロリーグの試合を実施するには各リーグで定めた基準をクリアするなど、そういった課題があることをお答えしています。

続きまして、意見番号24ですが、概算事業費について、物価高騰の折、概算事業費の上限を定めるべきではないかといった御意見です。これにつきましては、事業費につきましては、建設費の精査や補助金などの検討、小樽市の財政状況などから総合的に判断する旨をお答えしています。



次に、意見番号26から29ですが、事業手法について、PFIなどの民活手法は開業時期が遅れるので採用できないといった意見や民間活力の導入について、基本構想段階でも何らかの考え方を示すべきといった御意見でございます。これにつきましては、事業手法は次年度に検討する旨をお答えしています。

続きまして、また1枚めぐりまして、意見番号31です。表紙の小樽の「樽」の字、つまり右側の尊の字の上の部分が「八」の樽になっていないという御指摘でございましたが、これにつきましては御意見を踏まえて修正いたします。

次に、意見番号33ですが、プール・体育館ともに建設に反対するといった御意見でございます。

こちらにつきましては、これまでの議論の経過を説明しております。

次に、意見番号34から37まででございますが、プールについての御意見で、市民の皆さんが納得いくものを作るべきだ、また、一日も早く造ってほしい、こういった御意見でございます。

これにつきましては、今後も市民の皆さんの御意見をいただきながら、検討していく旨をお答えしています。

続きまして、意見番号39から40ですが、概算事業費について、現総合体育館の建設費と比較して、新総合体育館の建設費が高過ぎるといった意見や、プールの事業費の割合が体育館に比べて低過ぎるといった御意見です。これにつきましては、概算事業費につきましては、近年、竣工した事例を基に試算している旨をお答えしています。

続きまして、意見番号41ですが、基本構想には、公認プールには入水用スロープが設置できない旨の記載が数か所ありますが、北海道水泳連盟に確認したところ、問題ないと言っているので修正すべきといった御意見です。これにつきましては、先ほども市民説明会の報告で触れましたとおり、北海道水泳連盟及び日本水泳連盟において、入水用スロープの設置について改めて協議を行ったところ、支障はないとの見解が示されましたので、関係部分の修正を行います。

次に、1枚めぐりまして、意見番号48から53ですが、公認プールを造ってほしいとの御意見でございます。

特に53は、向井流水法を保存している方からですが、最低でも1.3メートルの水深が欲しいとの理由で公認プールを望むとの御意見です。これにつきましては、プールの公認取得については、今後検討していく旨を回答しております。

続きまして、意見番号54から56についてですが、障害者の方に配慮した施設や設備を造ってほしいといった御意見です。これにつきましては、新総合体育館の整備に当たっては、ユニバーサルデザインに配慮した整備を行う旨をお答えしています。

なお、別紙4は御意見を受けての修正点を取りまとめたもので、別紙1はそれらの修正を反映した基本構想ですが、説明は省略させていただきます。

#### ○委員長

次に、今定例会において付託された案件について、説明願います。

「議案第37号について」

#### ○（教育）施設管理課長

議案第37号工事請負変更契約について御説明いたします。

これは、忍路中央小学校校舎等耐震補強ほか改修工事におきまして、工事施工に当たって行った詳細な現地調査の結果、施工数量及び仕様の変更が必要になったことに伴い、請負金額を3億3,440万円から3億4,808万4,000円とする工事請負変更契約を契約の相手方である近藤・小杉共同企業体と締結するものであります。

#### ○委員長

「議案第44号について」

#### ○酒井委員

提案者を代表して、議案第44号小樽市非核港湾条例案の説明を行います。

日本政府は、保有国と非保有国を分断するものとして、核兵器禁止条約に背を向けています。唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶をリードすると言いながら、核兵器廃絶への道筋を示した核兵器禁止条約の批准を拒否する日本政府の姿勢は理解できません。政府は核兵器廃絶の先頭に立たないのであれば地方自治体と市民から核兵器をなくす運動を起こすことが必要です。

1975年、神戸市議会は、神戸港に核兵器搭載の艦船の入港を拒否する決議を採択し、入港を希望する艦船には非核証明書の提出を求め、米艦船は提出を拒み、1隻も入港していません。

小樽市は1982年に核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。宣言を実行性のあるものにしていくためにも、本条例案の制定が求められます。

各会派、各委員の御賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

#### ○委員長

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員退室)

#### ○委員長

これより質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、立憲・市民連合、共産党、公明党、中村岩雄委員の順といたします。

自民党。

---

#### ○高木委員

##### ◎小樽市人材育成基本方針について

まずは、小樽市人材育成基本方針について伺います。

昨年の第3回定例会の総務常任委員会でも質問をさせていただきました。この基本方針は、平成19年8月に作成して、10年経過したということで、社会情勢など自治体を取り巻く環境が大きく変化したということで、職員アンケートを実施しています。平成30年4月が最新の基本方針です。その中で、仕事のやりがいがだとか職場の活性化、または人事異動、将来の昇任など様々な項目があるのですけれども、やはり市長も替わり、迫市長も2期目となった今、庁内の環境は変化していると考えます。

また、業務も複雑化しているようにも考えますけれども、そこで、いま一度、参考資料としてアンケートを取って新しく改訂するのが望ましいと考えますが、その辺はいかがでしょうか。

##### ○（総務）職員課長

人材育成基本方針の改訂をというお話でございましたけれども、策定からちょうど間もなく5年になるというところがございますので、前回の改訂から比べると時間的にはまだそこまで経過はしていないという状況ではあります。例えば、この中で職員の満たすべき職員像とかいったものを掲げている部分については、この5年間でそこまで大きく変化というのはないのかというふうには思いますけれども、今、委員から御指摘のあった点ですとか、それから、具体的な私たちを取り巻く課題というか、その部分で、例えば、今だったらDXの関係もありますし、働き方改革などということもありましたし、そういったことで、5年間の中で、必ずしも今の状況というか実情にそぐわないという部分は出てきているのかと認識もございます。

それから、この4月から定年延長も始まりまして、いわゆる延長職員、高齢職員の方々の知見というのをこれからどういうふうを活用していくのか、次世代に伝えていくのかというような観点も、今後そういうことは人材育成の中で生かしていくことは必要かというふうに考えておりますので、今、御指摘のあったように実際、人材育成基本方針の見直しということは、今後は必要だというふうには認識してございます。

○高木委員

今、業務量調査等も実施していますし、横の連携というのもやはり必要になってくるだろうと思います。庁内職員も1,000人以上がいるので、やはりこれから新しいこと、もしくは環境を変えるというためには、職員のやりがいだとか、コミュニケーション能力だとか、発想だとかは、とても大切になってくると思うので、ぜひ、その職員の意識づけにとってもいい機会だと思うので、スピード感を持ってというか、来年、再来年ではなく、今年度中にできるものはやって庁内の一致団結といいますか、そういったスタートができればいいのではないかと思いますので、前向きに検討していただきたいと思います。

◎教育行政執行方針について

次に、教育行政執行方針の中に書かれていることについて質問をさせていただきます。

まずは、いじめ防止や不登校児童・生徒の支援についてということで、令和3年第2回定例会の代表質問で私もいじめの件で質問させていただいたのですが、やはり全国でも、このいじめというのは増え続けている状態で、携帯なども多くの児童が所持している、また、便利なものであるのだけれども、やはりその中でいじめが特殊化しているという言葉がいいのか分かりませんが、それはゼロにはならないのだなと思っています。

その答弁をいただいたのですけれども、やはり一部、いじめを含め、児童・生徒の様々な問題行動等への対応について、早期発見・早期対応を主とした対応の充実を図る必要性がある、または問題を抱えている児童・生徒一人一人に応じた指導・支援を積極的に進めていく必要があるということですが、また、そのいじめが生じた際に、迅速な対応でその悪化を防止し、真の解決に結びつけることが必要と考えるというふうになっているのです。

それから1年ぐらいはたっているのですけれども、方針の中で、支援について、コーディネーターによる訪問型の支援を実施する、また近年、児童・生徒や保護者から相談件数が増加しているということに関して少しお聞きしたいのですけれども、その増加している要因だとか、もし一例があるのであれば紹介していただきたいのですけれども、いかがですか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

今、委員がおっしゃられましたように、年々スクールカウンセラーへの相談回数とかが増えていることは間違いございません。不登校児童・生徒数が増えるとともに、スクールカウンセラーへの相談回数が増えているものと考えております。

○高木委員

いじめとか不登校の件数は聞きませんが、その相談件数が多い中で、相談を受けた後の対応、または成果が出ているのか、それがすぐ終わったものもあるし、まだ解決されていない部分もあると思うのですけれども、その部分についてお答えできますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

スクールカウンセラーを活用した成果としましては、市費で小学校に派遣しているスクールカウンセラーが児童や保護者から不登校に関する相談を受けて、学校と情報共有を図り、当該児童の困り感に丁寧に対応することで児童の不安が減り、学校に登校できるようになった例もございます。

また、本市においては、指導の結果、登校するまたは登校できるようになった割合が増えてございます。

○高木委員

成果は出ているということですね。

もし差し支えなければ、いじめは、軽いとか重いとかあると思うのですけれども、少しいじめに関しての例を、もし、お答えできればお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

いじめもしくは友人関係の悩みの相談というものもございまして、今、いじめの解消というのは、すぐに謝った

ら、それで解消という形にはなってございません。3か月間過ぎてその状態がない場合に、いじめが解消したという形になっているのですけれども、昨年度におきましては、本市においては、発生して認知したいじめにつきましては、全て解消をしております。

#### ○高木委員

このいじめは、なかなかゼロにはならないのだらうと思いますし、また、新たな生徒も増えてくるので、これは長年の課題だだと思います。

このいじめも不登校もそうなのですけれども、やはり、子供と一緒にいる時間が一番長いのは、私は教員だと思うのです。小学校の下級生は、なかなかそういうのはないのですけれども、やはり高学年になると、部活動だとか塾だとか、また、中学校になると、いろいろな仲間同士の付き合いが増えてくるのだらうと思っています。やはり、子供たちを一番知る担任の教員に、表情の変化だとか、行動だとか、もしくは悩んでいる姿とか、いろいろなことが見えると思いますし、また、その友達関係というのも、雰囲気すごい見えていると思うのです。

ぜひ、いじめになる前の防止策として、担任の教員もしくは担当教科を受け持っている教員方に目を光らせてといますか、一人一人の生徒の気持ちを分かってくれるような状況・環境をつくってあげると、少しは何か子供たちの心に秘めているものを言葉にできたり、もしくは職員室に行ったりとか、人のいないところで話せるような環境をつくれると思うので、ぜひ、その環境整備というのはつくっていただきたいなと思っています。

#### ○令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣調査について

次に、令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣調査についての中身に少し触れていきます。

そこで、おたるスマート7の決定ということで書かれているのですけれども、今や本当、生徒たちは、スマートフォンを持っている方がすごい多いなと見て分かります。

そこで、おたるスマート7も生徒に守りなさいと言って、多分、朝の会とか帰りの会とかでチラシを配ると思うのですけれども、ある意味、親に出して、気をつけなさいよという注意喚起なのか、または、子供たちがスマートフォンのことだから、親に渡すのはやめようという生徒ももしかしたらいるかもしれないのです。おたるスマート7の徹底により、生活習慣の定着に努めると書かれているのですけれども、具体的に、今、市教委で考えている仕方というのですか、それは今、どのように検討されていますか。

#### ○（教育）学校教育支援室谷口主幹

本市におきましては、インターネット利用等に関する小樽市のルール、おたるスマート7の取組につきまして継続しているところですが、小学校で四つの約束、中学校で四つの約束、保護者との三つの約束という形で上げさせていただいております。

共通の約束としまして、やはり各御家庭によって事情も違うものですから、このおたるスマート7を基にどの家庭でも保護者と子供が話し合いをして、ルールづくりを行って、守るようにしていただきたいと考えております。

#### ○高木委員

やはり、おたるスマート7というやり方も、数年やっても防止されないというのが、その結果調査で、「平日（月曜日～金曜日）、学習以外で、1日にどれぐらいの時間、テレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を見ているか。」ですけれども、やはり「4時間以上」と回答した割合が全国平均を上回っているということになると、おたるスマート7の効果はなかなか出てきていないような気がするのです。

また、市教委までに情報が入っているか分かりませんが、やはり子供たちの間で、例えば、スマートフォンのゲームに課金をしたとか、課金をしてあげたとかというのは、何十万円単位とかではないのですけれども、私の耳に入ってくるのは、何百円だとかもあるのですけれども、そういうのから、いじめとか、少し課金してほしいとか、そういうのはどんどんエスカレートしていきますし、そういう部分に関すると、おたるスマート7の周知の仕方も変えていかないとならないような気は私にはしています。

逆に、スマートフォンを持つことによっていろいろな情報が入りますから、知らない人とのつながりだとか、あとは課金だとか、LINEグループをつくっていじめをするというような状況だと。例えば、担当の教員方に朝の会、ホームルーム、もしかすると、帰りの会とかで、1週間に1回でもいいですし、スマートフォンは怖いものだよとか、あるいは、いじめはいつか絶対に大人にばれてしまうという、その怖さを身につけてあげることによって、少しずつでも解消できるのではないかという、一つの例ですが、そういう部分で、やはり担当の教員方もしくは近い人に注意喚起を促してもらうことも必要だと思うのですけれども、その部分に関してはいかがですか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

スマートフォン等の取扱いの危険性につきましては、各学校で道徳の授業や外部講師を招いた情報モラル教室などにおいて児童・生徒に指導しているところです。

また、毎年、小樽市小中学校情報モラル対策委員会が作成した小樽の子供たちを危険から守るためにという形で、課金のことなどについても指導しているところではありますが、今後は委員がおっしゃいましたように、それに加えて、帰りの学活などにおいて、タイムリーな話題を提供するなどして、今後も粘り強く子供たちに指導してまいりたいと考えております。

○高木委員

いろいろな学校でも環境が全然違うと思うので、生徒も、気持ちも違いますし性格も違うので、ぜひ、学校それぞれの教員方に、スマートフォンの恐怖だとか正しい使い方、もしくは家での生活の仕方とかを徹底して何か教えていただきたいと思います。

次に、ICT教育の推進についてということで、今、タブレットで授業等しているのですけれども、今、どのように進められているかお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

高木委員が先ほど、体力向上の関係、それから、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果という文脈で御質問をいただきましたので、体育の授業におけるICTを活用した授業の具体ということでお答えさせていただいたのですけれども、体育の授業においては、自分の課題を理解して、仲間と課題を共有して、子供が課題を持って取り組む主体的な学習、そして、対話的な学習を実現するということにICTを組み合わせると意義があるのかと考えてございます。

具体的な部分としましては、例えば、マット、跳び箱の運動時に自分の動きを録画して、それを授業中に確認して、友達同士でアドバイスし合って改善していくとか、ゲームを行う際に他のチームが試合をしている間に、クロームブックにその改善点ですとか、よさ、アドバイスを書き込んで、試合が終わったチームはどんなこと書き込まれたのかというのを、実際にその場で授業中に見て、次のゲームに向かうことがなかなか効果的だというふうになっておりますので、こういう事例を展開してまいりたいと考えてございます。

○高木委員

この調査表の中にも、やはりICTを使って学習することで、できたり分かったりしている生徒も多いということで理解をしました。

例えば、ほかの教科、国語とかは、聞く力・読む力・書く力とかあるのですけれども、タブレットの中で授業をしているのか、もしくは、そのほか、例えばノートに記入する・記入しない、今はスマートフォンで変換して漢字も分からない。私もそうですけれども、分からない人もいますが、やはり、書く力というものに対して、タブレットとノートは従来的に併用されているのか、その部分についてお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

やはり1人1台端末を使って効果がある学習の部分で、考えが瞬時に共有できるとか、書いたものを互いに交流し合えるというよさはありますので、タブレットを授業のときにどこで使うのかというのは、目的、つけたい力と

いう部分を踏まえて指導することが大事だと考えております。その中で、委員が御指摘の書く力は我々としても非常に大事な部分で、根幹的な部分だと思っております。

各学校におきましても、授業の参観等をしますと、ノートも併用しながら、あるいは紙の教科書のよさを生かしながら授業を展開しているところがございます。

#### ○高木委員

今の答弁いただいて安心をしました。

やはり書く力も必要ですし、書くことによって気づいたこととかもあり、書く力というのはつけられるので、引き続きその授業に対して進めていっていただきたいなと思います。

あと、この調査表の中で一つだけ質問させていただきます。

運動に対する意識についてアンケートを取っているのですけれども、運動が「好き」または運動は「大切である」というのは、全国よりも本当に上回っているのですけれども、ただ、その中で、体力測定では全国を下回っているということがどのようなことなのか、そこを分かれば、少しお聞かせください。

#### ○（教育）学校教育支援室菊野主幹

今、御指摘ありました、運動に対する肯定的な児童・生徒の意識と、体力の実際の合計の得点のところはなかなか結びついてこない部分については、様々な要因があると思われまので、これと結論づけるというのは難しいとは考えますが、運動嫌いの子供を運動好きに変えるということは、これもとても難しく、現状で運動が好きな児童・生徒が多いということが、まず、本市としての強みの一つと言えるかと考えます。

しかし、一方で、学習以外でのテレビやDVD等の視聴時間は委員が御指摘のとおり、「4時間以上」と回答した児童・生徒の割合が、小・中学校とも全国を上回っております。このことが、運動時間になかなかつながらないという部分が、もしかしたら課題の一つと考えられるのではないかと思いますので、授業で運動好きを増やして、家庭での運動時間の増につなげていくということが大切であると考えます。

また、家庭の協力も得ながら、併せて生活習慣等改善の働きかけを進めていくということも重要だと考えてございます。

#### ○高木委員

やはり子供の意識がなければ、運動の向上もできないということで、これだけの生徒が運動は大切、運動が好きだという結果が出ているので、ぜひ、体を動かすような環境をつくっていただきたいと思います。

#### ◎PPP/PFI手法導入について

次に、PPP/PFIの手法導入についてお伺いします。

令和4年第4回定例会の代表質問でもPPPとPFIは新総合体育館についてのことでお聞きをしました。それからまだ数か月しかたっていないのですけれども、現状の進捗状況はいかがですか。

#### ○（財政）中津川主幹

体育館のPPP/PFIの検討につきましては、実際に体育館の基本計画策定と同時に進行していくものと考えてございますので、実際には具体的な作業というのは翌年度、令和5年度に行います。そういうことになりますので、まだ実際の検討作業には入っておりません。

#### ○高木委員

進められていないということが分かりました。

そこで、このPPPとPFIの中でも様々な方式があるのですけれども、BTOだとかいろいろあるのですけれども、今の地元企業の状況を少し報告しますが、例えば、PFIの取組でSPC、どこかのメイン業者が小樽市内で、いろいろな維持管理・設計をしていくということになると、今の状況では、小樽市が建設事業協会とかにこういう方式で行きますよ、ああいう方式で行きますよという話は聞いているのですが、これだけの何百億円、何十億

円と使う中で、その業者が今、本当に大きな経営をしなければならない、ただ、やはりその中で、どうして行けばいいのだろうという不安がある状況なのです。

その状況で今、体育館も計画していますけれども、その実施計画をして、並行で小樽市の地元企業に本当にこれが現実的なのか現実的ではないのか、あるいは、その資金を調達しながら、運営となると、もしかしたら年商以上のお金を動かさなければならぬだろうし、ある意味、すごい大きな挑戦なので、その部分の、経営の今後の見据えとか、いろいろなことが考えられるのです。そこは従来方式も考えながら、そのPFIも建設事業協会と並行にどんどんしていかないと進められないですし、今、何十億円とその金額が決まって、下がるかもしれない、上がるかもしれない、これは実施計画でこういう箱物を造りますよと待っていても絶対に進まないで、これぐらいの費用対効果で実施できるというようなことも、双方で並行しながら議論をして進めないと、これでいきます、建設事業協会にお願いしますと言っても多分進められないと思うので、今後の進め方で、やはりその双方に並行しながら動いていくというのが大切だと思うのです。その部分については、いかがでしょうか。

#### ○（財政）中津川主幹

昨年の12月12日に、小樽建設事業協会の定例理事会が開催されまして、これに財政部も出席をさせていただきました。そこでPPP/PFIに関する国の動向ですとか、本市における優先的検討指針について説明をさせていただいたところなのですけれども、理事の方々の中には、PPP/PFI制度に対する疑問ですとか、それから、地元企業の受注機会の減少などについて、やはり懸念を示されておりましたので、その場で今後、同協会との意見交換を重ねながら、その地元企業の参加に配慮した仕組みづくりですとか、今、委員がおっしゃったような、懸念されていることなどを並行しながら、提供できる情報については提供しながら、進めてさせていただきたいということで、お約束をさせていただいておりますので、そのような形で進めさせていただきたいと思っております。

#### ○高木委員

ぜひ、そうしていただきたいですし、やはり地元企業で、小樽市の整備をしていただきたいですし、大きなゼネコンは入れたくないとは言いませんけれども、やはり地元企業でできればいいのだろうなと思っています。引き続き、建設事業協会とぜひ進めていただきたいと思います。

#### ◎産業会館の活用について

では、最後に、産業会館は、ここの所管ではないのですけれども、小樽市の財産の有効活用ということで、少し要望もありますし、意見を言わせていただきます。

産業会館の中身は誰が使っているのかは所管外なので、あそこの土地の部分が、今、NTT東日本で1,200坪ぐらい所有しています。建物は小樽市と日本郵政株式会社とNTT東日本ということで、産業港湾部でもどういうふうに活用していくかというのは、もしかすると計画はしていると思うのですけれども、今は財政難なので、修繕したり改修したり、どこまでできるか分かりませんが、例えば、ある企業にその土地・建物を売買をする。しかも、その企業が今の郵便局などを入れたマンション、フィットネスクラブだとか入れる開発行為をする。

我が会派の松岩議員がスターバックスコーヒーと言っていましたけれども、ある意味、その土地開発行為の中でマンションが建って固定資産税が入る、歳入の仕組みをつくるような土地の有効活用というのが一つの例ですけれども、それを市の財産を売って有効活用して歳入を得るといったような考え方があると思うのですが、その部分について、財政部としてどのように思っていますか。

#### ○（財政）中津川主幹

産業会館の活用につきましては、少し遡りますけれども、令和3年第3回定例会、9月22日に開催された総務常任委員会におきまして、産業会館の2階が空いてございましたので、そこに、当初は生涯学習プラザを移転するという計画になってございました。

それがなくなったことで、令和3年第3回定例会に御報告をさせていただいたところでございますけれども、実

際には産業会館の2階の所管は、委員も今、おっしゃっていたとおり、産業港湾部になりますので、その後の検討につきましては、産業港湾部が中心となって全庁的な検討を行っていくということでお話をさせていただいておりますので、実際、検討の中身ですとか、そういったことにつきましては、少し所管が違いますので、私どもでお話しさせていただくのは少し難しいかと思っております。

#### ○財政部長

今の高木委員の御質問は、どちらかというと1階と2階の部分は市の所有という形なので、その議論ではなくて、もっと大きい議論だと思います。

先ほど、今、担当主幹からお話がありましたように、長寿命化計画の中では、先ほどお話があったとおり、その部分だけの活用というのは、計画を立てさせていただきましたが、一部計画が変更になってございます。

そうなりますと、今後、あの場所をどうすべきか、確かに1階、2階の部分が所管が産業港湾部という形になりますので、産業港湾部の議論になると思うのですが、そもそも、それを踏まえた形でのエリア一帯をどうするかという話だと思うのです。それにつきましては、それ全部が所管は産業港湾部ではないと思っております。

それは小樽市とNTT東日本とでどういった話をしていくことになるのかと考えてございまして、以前にもNTT東日本とは接触は何回かさせていただいております。

考え方としましては、私たちとしましては、やはり市の財産で立地はいいところがございますので、まず、市の財産としてどういう活用ができるのかと。その中で、建物はやはり、正直もう60年以上たっておりますので、そうすると、あのエリアの部分だけではなくて、まちの中心部のあのエリアをどうやって活性化をしていくかという位置づけの中で、今後、市だけではなくて、NTT東日本もいますので、NTT東日本とお話をしていく中で、一体となって、市として一緒に活用について検討していく形も一つの選択になるのかというのは考えてございます。

#### ○高木委員

本当に維持をしていくというのも大切ですし、逆な発想で、やはり有効活用していくという方法もあると思うので、すぐとはならないですけども、ぜひ、欲しい企業も、いろいろ投資家もいると思うので、それを少し片隅に置きながら、前向きに検討していただきたいと思っております。

#### ○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員退室)

#### ○委員長

立憲・市民連合に移します。

---

#### ○佐々木委員

##### ◎学校給食について

それでは、最初に学校給食について伺います。

米飯給食を週2回から2.5回に増やすとのことです。議員になったときから米飯給食を増やしてほしいという要望をずっと上げ続けてまいりましたけれども、ようやく増えるという結果に喜んでおります。

これまでの議論の中で、内容についてはお聞きしてまいりました。これまで増やせない様々な理由をその議論の中でお聞かせいただいたのですが、それらを克服して、たとえ0.5回でも増やせたということは非常に喜ばしいことだと思います。子供たちも喜ぶと思います。

それで、回数を増やすだけではなくて、この際、給食内容の充実につなげていただきたい。例えば、1月26日、27日に分けて出たメニュー、群来太郎丼、これはニシンを使った郷土料理ということで、地元の特産品を活用する



こと、それから、御飯、特に井に合わせたメニューの工夫もお願いしたいところです。

それらについて考えているところがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

**○（教育）学校給食センター主幹**

給食内容の充実についてですが、令和4年度は46品目の新メニューを提供いたしました。また、郷土料理、地元の特産品につきましては、小樽産のかまぼこを使ったメニューや石狩汁などを提供しております。

御飯、井に合わせたメニューの工夫ですが、ただいまお話のありました群来太郎井のほか、小樽産のホッケを使用したホッケの蒲焼丼を提供できるよう、現在、献立を開発中です。

今後、児童・生徒へ米飯給食の回数増の目的の一つである日本型食生活の普及・定着を図ることができるよう、給食内容を工夫してまいりたいと考えております。

**○佐々木委員**

私もホッケ蒲焼丼が食べに行きたいです。

同じく、これまでの議論の中で、材料費高騰対策、とりわけパン、小麦の値上がり対策として米飯を増やすというお話も伺っていましたが、米飯給食0.5回増の経済的な増減はどうなっていますでしょうか。

**○（教育）学校給食センター所長**

令和5年度のパン、米飯単価のみで試算比較いたしますと、米飯0.5回の回数増により小学校では1食当たり約1.5円、年間で約290円の軽減、中学校では1食当たり約1.8円、年額で約340円の軽減となります。

額は小さいですけれども、米飯はパンの原料である小麦に比べて価格の変動が少なく安定しているというメリットもございます。

**○佐々木委員**

今後も2.5回と言わず、3回と増えるように期待をしております。

**◎1人1台端末について**

1人1台端末について伺います。

市教委が紹介をして、小・中学校で使われている料金が無料だったデジタル教材はドリルだそうですけれども、すららドリルという教材は新年度から有料になるということだそうです。聞くところによると、月額料金が3,000円から4,000円とのことなのです。この有料化について、市教委では情報をつかんでいるのでしょうか。

**○（教育）学校教育支援室菊野主幹**

すららドリルにつきましては、デジタル教材を学校に導入する事業者に対して国が経費を補助する制度がございまして、令和3年度に文部科学省から道教委を通じて、事業者から導入依頼があった場合は協力するよう通知がございました。その後、株式会社すららネットから案内を頂きまして、令和3年度に限り無料であることなどから、本ドリル教材を導入したところでございます。

これは本年度も無料で利用できましたが、次年度からは有料となりまして、申し込む人数によって、年間約2,800円から5,500円であると聞いてございます。

**○佐々木委員**

市教委から紹介されてということで、学校の教員方も導入したところもあるようなのですが、実は学校としても、これを今までどおり使用すれば、今、言っていた金額の分は保護者に負担してもらえないというようなことですし、一方、教員方はやはり保護者負担が増えるというのは望んでいませんから、教員方が独自で何とか違う方法を工夫しているようなのです。

学校側のそういう工夫というか、対応についての把握というのはありますか。

**○（教育）学校教育支援室菊野主幹**

新年度に向けた各学校の状況としましては、これまでどおり紙のドリル、それから、ワークブックを活用する学

校ですとか、これに加えて、無料のデジタル教材も活用すると考えている学校が多く、有料ですが、すららドリルよりも安い他社のドリルの導入を検討している学校もあるということは承知してございます。

**○佐々木委員**

今、最初に言っていた、紙のドリルを使う場合、せつかくの1人1台端末はあまり利用しない、ドリルについて利用しないということになってしまうと、そういう状況ですね。教員方は、せつかく買ったのに、せつかくあるのに、それを使わないでいいのかということで、非常にやはり、そのことでも悩んでいらっしゃる。その辺について、市教委はどのように思いますか。

**○（教育）学校教育支援室菊野主幹**

1人1台端末を使った家庭での学習についての御質問かと思いますが、家庭学習における1人1台端末の活用では、これを使うこと自体を目的化するのではなく、やはりどのような力を身につけさせるために活用するのかという点が重要であると考えてございます。

ドリルのみが家庭学習ではございませんので、端末の利用で申し上げますと、例えば、操作技能を高めるためにタイピングの練習をすることや、児童・生徒が興味・関心のある分野の調べ学習に活用すること、そして、調べたことを端末を使ってスライドにまとめるなども効果的であると考えております。

また、紙のドリルにも書く力を高めるなど、よさもありますので、学習の目的に応じたものを活用することが大切と考えてございます。

**○佐々木委員**

今、お聞かせいただいたそうした使い方、やはりそういうのを含めた活用法だと思うのですが、市教委として、例えば、具体的にそのドリルの補助金、それから、今、おっしゃっていただいたような使い方についての支援策、そのようなことは考えておられるのでしょうか。

全校一律に全部補助とかという一定の方法、画一的な方法を押しつけることになりかねないものですから、そういう方法はどうかとは思いますが、各自、工夫して使っている状況に合わせたそういう支援策などについて、ありましたらお聞かせください。

**○（教育）学校教育支援室菊野主幹**

ドリル教材やワークブックにつきましては、これまでも学校がそれぞれの実情に応じて選定し、保護者の負担で購入してきてございます。

1人1台端末を活用して行うドリル教材につきましても、紙かデジタルかの違いがございますが、ドリル教材という部分であること、それから、学校や学級の実情に応じて選択していくということが大切であると考えておりますので、現時点では、これを市の補助として一律には考えてございません。

しかしながら、端末を活用した家庭学習の取組事例につきましては、道内、それから市内の事例を今後も各学校に伝えてまいりたいと考えてございます。

**○佐々木委員**

教員方への支援をよろしくお願いいたします。

1人1台端末についても一つ伺いたいのですが、年度更新については代表質問の中でもお話があったようです。壊れていたもの等の交換・修理の必要なものはどの程度あるのでしょうか。また、その対応はどうしているのかお聞かせください。

**○（教育）施設管理課長**

端末導入当初から本年2月末までに219台が故障し、うち購入後1年間のメーカー保証対象であります34台につきましては、費用負担はございませんでした。残る185台につきましては、順次、市費で修理してございます。

なお、保護者負担となります重大な過失による故障や紛失した端末につきましては、2月末時点ではございませ

んでした。

また、端末故障や修理が必要となった児童・生徒への対応につきましては、各学校に配置してご置きます予備機で対応していただいております。

○佐々木委員

そのように、おのおの故障したときへの対応はしていただいているということですが、一つ心配なのは、これは一斉に配置されました。コロナ禍という中で緊急的な、けがの功名と言える部分もあるのでしょうかけれども、例えば、こういうデジタル機器は、型が古くなってアプリが対応しないとか、速度が遅くなるとか、それで動画が見られなくなったり、さらにやはりバッテリーの劣化というようなこともあって、やはりある時期に一斉に更新しなければならない、そんな時期がやってくると思いますし、そんなに先のことではないと思うのです。

耐用年数は、これはどのぐらいという想定のものなのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

基本ソフトウェアのサポート期間につきましては、令和9年6月までに更新する必要がありますが、今、委員がおっしゃっていただきましたような使用状況ですとか、バッテリーの劣化等も考えられるため、更新時期につきましては、それよりも早まる可能性があると考えてございます。

○佐々木委員

また、当然考えなければならないのはその際の更新費用、それから、更新の方法は、当然、文部科学省や道教委から情報が来るのかと思うのですが情報はありますか。

また、そうした場合に備えての市教委としての考えをお聞かせください。

○（教育）施設管理課長

文部科学省では、今後の更新に係る費用負担の在り方については、利活用を強力に推進するとともに地方自治体や関係者の意見等も聞きながら検討するとしてございます。

本市といたしましても、更新時期を含めた財政措置を講じていただけるよう、北海道市長会の国及び道への要望項目ですとか北海道都市教育委員会連絡協議会を通じまして、導入当初から要望しているところでございます。

○佐々木委員

本当に心配していますので、その辺のところは、これからもよく連絡を取ってお願いしたいと思います。

◎校務支援システムについて

続けて、校務支援システムについて伺います。

教員の業務効率化と学校運営の改善を図るため、今年度、校務支援システムを市内小・中学校6校に試験的に導入し、そして、新年度からは全校に導入だということです。

校務をいかに軽減するかという視点をもって校務支援システムの便利な機能を活用していくのが本来だと思うのですがけれども、予算特別委員会で御答弁もありましたが、もう一度、導入の目的、それから適用される校務の内容、それから、システムの連携等について、説明をお願いしますか。

○（教育）教育総務課長

校務支援システムについてでございますけれども、学校運営に関わる業務を校務と申し上げますけれども、これらの校務について、システムを通じてデジタル化を図り、教員の負担軽減を図ることを目的としております。

適用される校務の内容としましては、児童・生徒の出席、成績、その他様々なデータに関わる業務となり、そのデータを利用して出席簿や通知表の作成も行えるということになります。また、教員の勤務の管理なども行うことができます。

連携につきましては、高校はシステムが違うので、連携を想定していないということですがけれども、小・中学校においては、全国、道内においてですがけれども、同じシステムが導入されていれば連携がされます。

例えば、小学校を卒業すれば、中学校に生徒の必要なデータが送られますし、また転入・転校につきましても、転出する学校において一定の操作をすれば転入する学校に児童生徒のデータが反映されるという形になっております。

○佐々木委員

今、お聞きしただけでも、本当に郵送だとか、いろいろ煩雑な業務がたくさんあった部分が、随分、機能的になるのだなというのは実感として分かりました。

それから、以前にも同様のシステムの導入の話というのがあったのです。結果的にそれは見送られたというふうに思います。その時点で、なぜ見送りになったのか、また、今回の導入に当たってそれらの点は解決というか、克服はされているのかどうか。

○（教育）教育総務課長

以前といたしますと、私どもが把握していますのは、平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針についてというものが文部科学省から示されておりまして、この中の取組の一つとして校務支援システムが挙げられております。

ただ、この整備方針につきましては、1人1台端末や大型提示装置、いろいろなほかの取組も示されているところ です。

どの取組も、一定の予算が必要になりますので、ある程度、やはり一度に全てということではできませんので、以前からどの取組を優先して取り組んでいくのかというような議論があったというふうには認識しています。

その結果、校務支援システムにつきましては、令和3年度予算で一部導入、令和5年度予算から全校導入という結果になってございます。

現時点では、1人1台端末や大型提示装置の導入というものも一定のめどが立っておりますので、当時、平成30年の方針が示されたときの課題というものは、一定程度、克服されたというふうに認識をしております。

○佐々木委員

克服した中で導入されるということですね。

非常に有効なものだというのは理解できるのですがけれども、一つ、私が懸念しているのは、各校における独自の取組に合わせてカスタマイズができるのかどうかという点なのですね。あまりに固定化、画一化してしまうことだと、どうなのだろうと想着てしまいます。

これまで通知表、小学校ではあゆみとされています。これは各校独自のものが使われて、その各校独自の子供の姿の捉えを家庭に伝えてきたと私としては認識をしています。それはある意味、各学校や教員方の教育方針の表れだと思うのです。

その意味で、例えば通知表の出力は各学校で項目を変えることは可能なシステムなのでしょうか。

○（教育）教育総務課長

校務支援システムの予算を伴うカスタマイズについては想定はしていないところです。通知表で申しますと、出力項目を追加するという自体は不可能となりますけれども、ただ、出力項目を出力しないというようなやり方であれば、予算を伴うカスタマイズは必要がないので、可能であるということは認識しております。

しかし、出力項目自体で、学校で異なることがいいかどうか、この点は検討が必要となると思いますし、出力の内容自体を各校の独自の取組というのも、また、いろいろな考え方があると思いますけれども、ただ、いずれにしましても、各校がどのような取組を行っていくのか、しっかりと校長会と協議をして進めていきたいというふうにご考えております。

○佐々木委員

そういうものだと、それがかえってそういう共通化につながるということであれば、しょうがないとは思っているので

すけれども、今、言ったような部分、例えば、これで業務が効率化して、教員方のところに空き時間ができました、子供と向き合う時間がきっと増えるのだと思うのです。

そういうところで、やはり教員方には、学校の独自性、教員方のいろいろな創意工夫、そんなものを発揮する時間を有効に使えるようになってほしいなど希望を持っています。

このシステムが導入されると紙媒体の記録は要らなくなるのでしょうか。例えば、教員が使っている指導要録、それから出席簿は持ってずっと歩きましたけれども、そういうものはどうなのでしょう。

**○（教育）教育総務課長**

指導要録や出席簿につきましては、データで管理することが可能となります。これらを打ち出して保存をするのかなど問題はありますが、私どもとしましては、可能な限り、紙媒体はなくしたい、つまりペーパーレスを進めたいというふうには考えております。

ただ、実際、業務を行うのは学校であり、また教職員でありますので、どのような取組が教職員の負担軽減につながるのか、そういったところを見極めながら、各学校や校長会と協議を進めていきたいというふうに考えております。

**○佐々木委員**

次に、昨年度6校の試験導入で確認されたことなどについてお聞きをいたします。

システム導入の効果について、例えば、導入の目的の一つである教員の負担軽減について、一般教員では優位な数値結果は出なかったが、管理職では効果が見られたとの御答弁がありました。

一般教員について、その優位な数値が出なかった原因は何だったと考えておられますか。

**○（教育）教育総務課長**

一般教員につきましては、入力作業等、様々な作業が必要となっております。その作業の慣れというものが大きく影響しているのではないかとこのように考えております。

また、ほかにも様々な設定など、必要な業務もありますので、これも一つの原因ではないかとこのように考えております。

**○佐々木委員**

そのこのところの効果についてお聞きしましたし、効果が見られなかった原因もお聞きしました。

そのほかの効果はどんなものがあつたのでしょうか。

**○（教育）教育総務課長**

教員については、後志管内で異動が行われますので、校務支援システムが導入されている他の町村から異動する教員もごさいます。これらの教員については、4月の業務がスムーズに行われたというふうに聞いております。

教員の移動の負担を軽減ができるというのは、大きな効果ではないかとこのように認識をしております。

**○佐々木委員**

逆に、見つかった課題、それらの解決策についてもお聞かせください。

**○（教育）教育総務課長**

課題としましては、やはり先ほど申し上げたとおり、システムである以上は、一定の入力作業というのは必要になります。この作業をいかに軽減するかというものは、一つシステムを有効に使う上での課題と認識しています。

解決策としましては、校務支援システムにはエクセルデータを利用して、一度に入力する機能が備わっていますので、例えばですけれども、1人1台端末を利用するなどして、今まで保護者に紙で書いていただいた書類をグループフォームやそういったシステム端末を利用して、直接データ入力をしていただいた上で、そういうふうはそのデータをそのままシステムに流し込んでいくとか入れていくということで、教職員のデータ入力の作業を軽減することも可能かとは思いますが、どういうふうにできるかというのを、今後、研究してまいりたいとい

うふうに考えております。

○佐々木委員

家庭から上がってきたアンケートや何かについて、その結果をまた打ち直すという非常に膨大な作業をやった記憶がありますけれども、そういうことができるのは、非常に効果的だろうと思います。

教職員から本格導入に当たって何か要望事項等は上がっているでしょうか。

○（教育）教育総務課長

昨年ですけれども、試験導入を行っている6校に聞き取り調査を行っております。その中で、機能については好評でしたが、少しくリックが多いだとか、そういった操作性などについて要望があったのは把握しております。

これらの点につきましては、全体に関わる部分であれば、システム会社に伝えて、可能な限り、修正というか改善がされるというふうには認識をしています。

○佐々木委員

本格導入に当たって、各学校でもいきなりというわけにはいかないと思うのです。準備等もあると思うのですけれども、各校のシステムが運用される時期はいつ頃になりますか。

○（教育）教育総務課長

システム導入の時期につきましては、各教員の業務が年度を通して比較的重くないであろう夏季休業、つまり8月をめどにシステム導入を行う予定です。

本格的に校務支援システムのみを運用するというのは、令和6年4月からというふうに考えております。8月以降においては、各校において、準備や研修、試験的な運用を行っていく予定です。

○佐々木委員

動き出すのが来年の4月ということですから、その間の準備期間は教員方も助かると思います。本当、いきなり入っていきなり動かすのかよというのが少し大丈夫かという部分もありましたので、分かりました。

それで、来年の4月の本格導入に当たって、これは今後、一般教員にも負担軽減効果が及ぶような、先ほど、なかなか最初の導入時期は大変だ。そして、それがなかなか時間短縮が優位な結果につながっていなかったという分析でしたけれども、何とかその負担軽減効果が最初から及ぶような策というのは考えておられるのでしょうか。

また、市教委からの支援等はあるのでしょうか。

○（教育）教育総務課長

先ほど課題のところでも入力作業についてお話をさせていただきましたけれども、こういった研究というものを各校が行っていただく中で、優れた取組というのを市内の全校に広げていく、こういった形で市内全体の底上げをしていきたいというふうに考えております。

また、必要に応じて、教育委員会規則を改正することも考えておりますし、市教委としても、できる限りの支援を行ってきたいというふうに考えております。

○佐々木委員

よろしく願いいたします。

少し私の心配する点なのですが、どれだけシステムが優れていても、最終的には人のやることです。ミスはしようがないと思うのですが、チェック等の体制というのが必要だと思うのですが、その点についてはいかがでしょう。

○（教育）教育総務課長

私もチェック体制というものは必要だと考えております。新たにシステムにいろいろなデータを入力することによって、そのデータ自体を利用して、例えばですけれども、エクセルの数式を利用するなど、機械的にチェックをするというような方法も可能になると考えております。

また、それだけではなくて、業務の特性なども考慮して、従来行っていたようなダブルチェックだとか、目によるチェックというものも行うようにするなど、より効果的なチェック体制を検討していきたいというふうに考えております。

○佐々木委員

その点もよろしくお願いをします。大事なデータですので、何かがあると、大変困ったことになると思います。

例えば、聞くところによりますのですけれども、システム導入前の話なのですが、ある市で市内生徒全員分の健康診断結果の一部データについて、外部の公的機関から提供を求められたというようなことがあったそうですよ。幸い、提供、データ流出には至らなかったのですが、校務支援システムが導入されれば、そこには子供たちの個人情報が一括管理されていることとなります。

そのデータというのは、外部から見れば、データ数がそろって非常に有用なものに映るでしょうし、先ほども、人の部分の、例えば、いいかと思っ、持ち出してしまったみたいな話も、ひょっとするとあるのかもしれませんが。導入の際は、絶対に情報漏えいしないことが原則だと思うのですね。

もし、そのようなデータ提供の求めが、たとえ公的な機関からでも本市にあった場合、その対応などはどうなっているのでしょうか。

また、こうした情報セキュリティを含めて、校務支援システムの運営管理マニュアルのようなものが必要だと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○（教育）教育総務課長

データ提供の求めが公的機関等からあったときの対応でございますけれども、こちらにつきましては、紙媒体であってもデータであっても、対応は基本的には変わらないと考えております。いずれにしても、法的根拠に基づいて、出す出さないというものを判断していきたいというふうに考えております。

また、校務支援システムの管理運営マニュアルにつきましては、試験導入段階で運用の手引きというものの暫定版を既に作成しております。本格運用に合わせて加筆し、作成をしていきたいというふうに考えております。

○佐々木委員

最後にお願いですけれども、校務支援システムについては、使用しての改善状況、それから、事故等も含めて、どのくらい教職員の多忙化の解消をできたのかというような、最初のところであった話や何かについて、客観的な検証をお願いしておきたいのですが、いかがでしょうか。

○（教育）教育総務課長

教員の多忙解消の客観的な検証ですけれども、従来より小樽市立学校の教職員に係る時間外在校勤務の公表、つまり教職員の残業時間の公表を行っておりますので、校務支援システム導入前後においても年度の推移により、客観的な数字を把握することは可能かと考えております。

ただ、校務支援システムだけではなくて様々な要因が絡んでいますので、校務支援の新システム一つだけ取り出してというのは難しいかもしれませんが、市教委としましても、教員の多忙を解消することは大きなテーマというふうに考えておりますので、客観的な検証も含めて行いながら、様々な取組を通じて教職員の働き方改革を進めてまいりたいと考えております。

○佐々木委員

よろしくお願いをいたします。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時51分

再開 午後3時15分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。  
共産党に移します。

---

○酒井委員

◎3月13日からのマスク着用について

私から、まず、3月13日からのマスク着用についてお伺いしたいと思います。

政府は新型コロナウイルス感染症で推奨していた室内でのマスク着用について、3月13日から個人の判断に委ねることを事務連絡で示しております。個人の判断を原則としながらも、受診時や医療機関、高齢者施設などの訪問、通勤ラッシュなどで混雑した電車・バスに乗るときには着用を推奨、高齢者や基礎疾患のある人、妊婦など、重症化リスクが高い人が感染拡大時に混雑した場所に行くときには着用が効果的だとしています。また、事業者が感染対策や業務上の理由などで利用者や従業員に着用を求めることは許容されるとしています。

こうしたことから、各市役所や学校、その他施設などの対応が求められています。道内、多くの自治体では、来庁者のマスク着用は本人の判断としていますが、未定の自治体もあります。まず、市役所の来庁者はどういった方針かお示してください。

○（総務）次長

来庁者の方には、原則マスク着用の要請は行いません。

ただし、窓口等で混雑が想定される場合には、感染リスクを防止するため、貼り紙等でマスク着用の御協力についてお願いをしたいと考えております。

○酒井委員

同様に、窓口職員はどういう方針をお持ちでしょうか。

○（総務）次長

3月13日以降も着用いたします。今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況にもよりますが、現時点では、5類に引下げとなる5月8日が一つのめどとなるのではないかと考えております。

○酒井委員

それでは、窓口以外の職員の対応はどうなっているのかお示してください。

○（総務）次長

窓口職員と同様に、それ以外の職員についても着用いたします。

○酒井委員

ということは、来庁者については基本的には個人の判断ということで、先ほど混雑の場合の話も出たけれども、そういった形になって、職員については引き続きということは理解いたしました。

それでは、現在も部分部分で使われているビニールシートですとかアクリル板はどうなるのかお示し願えますでしょうか。

○（総務）次長

当面、引き続き設置いたします。



○酒井委員

今まで、市役所庁舎についてお伺いしました。

同様に、今度は小・中学校についてお伺いをしたいと思います。

児童や生徒、教職員、そして来校者、これらの対応についてお示し願えればと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

小・中学校におきましては、まず、今月31日までの卒業式以外の学校教育活動においては従来どおり、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等を踏まえつつ、めり張りのあるマスクの着用が続くこととなります。

4月1日以降の新学期につきましては、学校教育活動の実施に当たりまして、マスクの着用を求めないことを基本とし、着用の考え方につきましては、後日、国や道から示される予定となっております。

○酒井委員

4月からという話ですね。

それでは、小・中学校でのビニールシートや、また、アクリル板、マスク着用の基本的な感染予防などは、どのようになるのか説明いただけますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

現時点では、当面の間、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等を踏まえた感染対策を続けていくこととなります。

○酒井委員

それでは、同様の質問を教育委員会所管の各施設はどのようになるのかお伺いいたします。

○（教育）教育総務課長

教育委員会所管の施設についてですけれども、学校以外の施設につきましては、市役所をはじめとした市の他の施設と一堂に同じように議論を行っております。

したがって、先ほどありましたような市役所等、市の施設の対応と同じということになります。

○酒井委員

職員が一律に着用するということに対して抗議される方もいらっしゃるわけでありまして。以前はマスクをつけていないことに対して抗議する方がいましたけれども、つけていることについても抗議するような方もいらっしゃるようであります。

こういったトラブルは避けたいものであります。このようなトラブルへの懸念はいかがでしょうか。

○（総務）次長

国の方針では、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本としておりますので、市民の方から職員がマスクを着用していることへの御指摘などが懸念されます。

このような御指摘があった際は、市民の方への感染防止や、職員間での感染に伴う市民サービスへの影響などの理由により、着用している旨を丁寧に説明し、市民の方に理解していただけるよう努めてまいります。

○酒井委員

小樽市として、着脱の強制でありますとか、トラブルがないように、市のホームページなどで周知が必要だと思います。

最後に周知方法を伺います。

○（総務）次長

委員の御指摘の周知方法につきましては、本日、報道機関に周知を依頼することとしており、また、市のホームページ等を通じ、周知を図ってまいりたいと考えております。

○酒井委員

ぜひとも、よろしくお願いいたします。

◎爆破予告などへの対応状況について

次に、爆破予告などへの対応状況についてお伺いをいたします。

3月8日の午前に、道内179市町村のうち札幌市を含む173市町村に爆破を予告する内容のファクスが届いたことが確認されております。十勝地方の士幌町では、爆破予告を受け、8日午後3時から役場、学校などの公共施設を閉鎖するとともに、士幌町国民健康保険病院も午後から休診したということであります。このほか、豊頃町では町内三つの小・中学校が休校になりました。全国的に行われたようでありますけれども、全く許せない行為そのものであります。

こうした爆破予告などということで、私が記憶している中で述べさせていただきますけれども、2015年には、小樽市いなきたコミュニティセンターに電話がありました。2020年には、各自治体へ爆破メールがありました。そして、今回、ファクスがあったということであります。

この間の、本市への爆破予告等の状況はどのようなになっているのか、まず、伺いたいと思います。

○（総務）災害対策室安藤主幹

本市で把握しております近年の事例としては、一つ目として、2015年12月のいなきたコミュニティセンターに電話による爆破予告、二つ目として、2016年2月の北手宮小学校における爆破予告、三つ目として、2020年9月に、庁外からのメールで学校や市役所の爆破予告、四つ目として、2021年4月、同様に、メールで小樽市立病院の爆破予告、五つ目として、2022年12月も同様に、メールで市役所の爆破予告、そして、六つ目として、今回、2023年3月のファクスでの主要な公共施設と教育施設に爆弾を複数、仕掛けたと予告したものが挙げられます。

○酒井委員

六つも本市に関連して爆破予告されたということで、本当に許せない気持ちでいっぱいであります。

紹介したとおり、今回は自治体によっては休校を選ばれたところもありますし、施設閉鎖を行ったところもありました。こうした本市への爆破予告等について、これまでどのような対応をしてきたのかお伺いをしたいと思います。

○（総務）災害対策室安藤主幹

今、挙げた六つの事例につきましては、まず、小樽警察署に通報した上で、一つ目のいなきたコミュニティセンターの事例では、警察が住民の避難誘導を行い、総務部、生活環境部、消防本部が連携して、連絡調整の対応をしました。二つ目の北手宮小学校の事例では、消防本部が警察と連携の下、学校内部からの避難対応を行ったものであります。三つ目から六つ目の事例では、総務部から各部局における所管施設内の不審物の確認について要請し、不審物のないことを把握したため、休校や施設閉鎖には至らなかったものであります。

○酒井委員

こうした予告については、犯罪であると思いますけれども、こういった犯罪のおそれがあるのでしょうか。

○（総務）浅井主幹

爆破予告は、爆弾という威力を用いて業務を妨害することになりますので、刑法第234条に定める威力業務妨害罪などに問われるものと認識しております。

○酒井委員

避難勧告などではその判断をするフローといいますかフローチャートといいますか、それが存在します。こうした爆破予告への対応のフローチャートというものは存在しているのかどうかお伺いしたいと思います。

○（総務）次長

市としましては、爆破予告に対する明確な対応フローはありませんが、このような事例が発生した際はまず警察

に通報した上で、各施設管理者が身の回りに不審物がないかどうかを確認し、仮に不審物等があれば、その処理や対応は警察の判断を仰ぐことになると考えており、必要があれば避難指示をするものと考えております。

○酒井委員

必要があればということで説明されたわけでありませけれども、例えば、警察への情報提供や施設の見回り、状況によっては施設を閉鎖するとか休校することを判断するとかということについては、どのように誰が行うことになっているのかお示してください。

○（総務）次長

今回の事例で申し上げますと、総務部から警察への通報を行い、また施設の見回りは各施設管理者が実施することになります。万が一不審物が発見された場合には、警察の判断を仰ぎながら、施設閉鎖や休校などの措置は各施設管理者または教育委員会の判断で行うことになると考えております。

○酒井委員

この項の最後になりますけれども、市長は今回の予告をいつ受け取り、またどのような指示を出したのか、伺いたいと思います。

○（総務）次長

今回の予告についての対応につきましては、総務部長の指示により警察への通報、消防本部など関係部局への情報提供、各部局における所管施設内の不審物の確認について直ちに行ったものであり、適宜その内容を市長に報告しております。

○酒井委員

適切に危機管理に取り組んでいるということでもあります。

いずれにしてもこういった犯罪は本当に許せないものでもありますし、かといってそういったものに振り回されているような業務などが取り組めないということになったら本当に大変なことになってしまうことでもありますので、引き続きしっかりとした対応を求めてまいりたいなと思っております。

◎会計年度任用職員などについて

次に、会計年度任用職員などについてお伺いをいたします。

以前は存在いたしました臨時職員それから非常勤職員、こういったものが臨時的任用職員でありますとか会計年度任用職員、こういうようなものに替わって、3年がたとうと私の記憶では覚えているのですけれども、ところで、このような非常勤職員等は一体どのような種類があるのか、説明していただけますでしょうか。

○（総務）職員課長

非常勤職員の種類ということでございまして、制度というか、そういうもので申し上げますと、従前の臨時職員もございまして、いわゆる非常勤特別職とか、そういうものもございまして。そのほかいわゆる会計年度任用職員はパートタイム、フルタイムとございまして、本市にて今運用しているものとしては、フルタイム、パートタイムの会計年度任用職員となっております。

○酒井委員

以前に男性の育児休暇が伸びない理由に、なかなか休みづらい職場環境があることを伺いました。

こうした休みづらい環境がある理由についてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○（総務）職員課長

育児休業取得率が低いような、取りづらい理由ということかとは思いますが、従前からもお答えをしているかと思うのですが、いわゆる取りやすい職場環境の整備に努めるということで取り組んできてはいるわけですが、現状的に欠員が多数生じているという状況もございまして、それから業務改善の取組を進めている中で、今ですと、デジタルの関係、こういった取組はしておりますけれども、まだそれも少しということが道半

ばというか途中ということもありまして、その辺の改善という部分によっては、例えば、時間外勤務の縮減とか、そういったものをまだ十分にできてはないというところはあるのかというふうに思いますので、そういったことを含めて、いわゆる取得しやすい職場環境の整備という点では、まだ課題があると考えております。

○酒井委員

日本共産党といたしましては、市役所の職員について、安易に非常勤の職員を増やしていった代替していくという考えではなくて、やはり根本的には常勤職員をしっかりと増やして休める環境を整えていくということが私は必要なのではないかと考えております。

まずはこうした実態もあるわけですから、常勤職員をしっかりと増やしていくことが必要ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○（総務）職員課長

常勤職員を増やしてということのお話でございましたけれども、過去からいろいろ、例えば、財政事情があったりですとか、それから人口減少に合わせた組織のスリム化などということもやはり必要があり、それに合わせて業務の効率化も進めていかなければならないということで、例えば20年前、30年前の頃に比べると確かに実際、正規職員は減ってきているという状況はあるのかと。

最近では一定程度、この部分については、極端に正規職員を削減するというのではなくて、必要な職員数は確保していく考え方では進めているところではございますけれども、ただ、引き続き、本市の財政状況の現状を考えますと、必要数は当然確保していかなければならないことはございますけれども、それ以上に正規職員をどんどん増やしていくことにはなかなかならないのかと考えてございます。

○酒井委員

以前に紹介いたしました帯広市で育休取得者が34%と高くなった理由の一つに、市の職員は育休に特化した任期付職員の採用があったと聞きました。これをやってはいかがかという形でお伺いいたしましたらそのときには、本市ではそういった任期付職員というのは採用というか、取り組んでおらず、会計年度任用職員しかないのだ、だからすぐに導入はできないというものでありました。

私としては、こうした男性の育休取得を増やすためにも休みやすい環境を整えることこそが必要だと思います。先ほど言った常勤職員を増やすというのはなかなか難しいという話ではありましたけれども、やりくりも含めて休みやすい環境整備が必要ではないか。それから同時に、他自治体の情報収集や研究も含めて環境整備を進めていただきたいと思うけれども、いかがでしょうか。

○（総務）職員課長

総合的に考えた休暇を取得しやすい環境整備ということでございまして、御指摘の点というか環境整備が重要だということは当然認識をしているところでございます。

先ほども申し上げましたけれども、やはり確かに余裕があるというか、もう必要性以上に職員数を余裕持って抱えていられるような状況であれば、当然、育児休業を取ったとしても十分ほかの職員でカバーできるという状況はあるのかというふうには思いますけれども、それがやはり難しい状況ということはございますので、育休を取ったときのその代替ということでは、現状運用している会計年度職員での代替ということの運用を基本に考えつつ、まずは先ほど申し上げたような欠員の状況ですとか、そういった職場環境の改善にしっかりと取り組みながら、総合的にいろいろ考えまして、当然、他市の有効な取組を参考にしながらも、育児休業の取得率の向上に向けた取組ということで今後も引き続き取り組んでいきたいというふうには考えてございます。

○酒井委員

ぜひよろしく申し上げます。

職員の代わりはあっても、やはり父親の代わりはないわけですから、真剣に取り組んでいただければと思います。

◎A4対応の学校机について

次に、学校机についてお伺いをしたいと思います。

1人1台端末の導入に伴います教室環境の整備が進められております。

ここで伺いたいのは、いわゆる新JIS規格の机についてであります。

まず導入の進捗状況をお伺いしたいと思います。

○（教育）施設管理課長

市の財政状況から単年度で実施することは難しいということから、今年度は小学校1、2年生及び小学校、中学校の特別支援学級の児童・生徒の分の整備をしたところでございます。

○酒井委員

ということは、それ以外のところはまだやられていないということでもあります。

小学校1、2年生ということになると、次の年度については3、4年生とかという形になると思うのですが、その辺の見通しはいかがでしょうか。

○（教育）施設管理課長

令和5年度と令和6年度につきましては小学校を整備しまして、令和7年度で中学校の机の更新を計画していきたいというふうに考えてございます。

○酒井委員

何年後に全学年が完了する見込みなのかをお聞かせいただけますか。

○（教育）施設管理課長

令和5年度、6年度で小学校、令和7年度で中学校になりますので、令和7年度末には整備に向けて実現できるようにしていきたいと考えてございます。

○酒井委員

私は少しでも早く新しい机を使わせてあげたいと思うのです。というのは、少人数学級の話もそうなのですが、自分が卒業する頃にはそのメリットはなくて、下の学級などではそういったメリットがあって、どんどん上に上がっていくものだから結局自分のところに追いつくまでに中学校に上がってという形になって、全くそういったメリットすら考えられないまま中学校に移るという形になると、やはりかわいそうだなと思うのです。やはり、市の財政などもとっても厳しいと思うのですが、やはり前倒しも含めて、少なくとも全くそういったメリットがないまま中学校に行かざるを得ないという形にならないように、何とかして工夫していただきたいと思うのですが、その考えについていかがでしょうか。

○（教育）施設管理課長

今、委員の中でもお話しいただきましたけれども、限られた財源の中で計画的には進めていきたいと考えてはございますが、今後とも教育予算全体の中で優先順位を考えながら、予算の確保に向けて進めていきたいと考えてございます。

○酒井委員

ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

◎プール授業について

それではプール授業についてお伺いをしたいと思います。

プール授業について、我が党の高野さくら議員が一般質問の中で、スキー授業またプール授業に対する出席状況、欠席状況などを調べる際に資料を持ち出したわけでありまして、私もそれを見まして、プール授業について今回お伺いするのですが、なかなか欠席が多いなど実感を持ったわけでありまして、

状況はどのようになっているのか、簡単に説明していただけますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

令和4年度のプール授業参加状況でございますが、小学校低学年はほぼ全員が参加しており、高学年につきましては欠席した子がいるものの9割以上の子供が参加している状況でした。

中学校につきましては、参加率が7割前後という状況になっておりました。

○酒井委員

7割程度ということは3割が欠席されているということで、なかなか大きな問題ではないかと思っております。

教育委員会として、小学校は出席率が高いというのはいいのですけれども、中学校も着目したいのですが、中学校で欠席が多いということについてどのように思われるのか、所感を示していただけますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

今回、数字を各学校に求めて出た結果でございますが、今、委員がおっしゃるように、小学校に比べ中学校の参加状況が、出席率、参加率が7割前後ということですので、欠席者が少し多いというふうに感じているところでございます。

○酒井委員

では、教育委員会として中学校で特に欠席がなぜ多いと分析されているのか、伺います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

欠席者についての分析は行っておりません。

○酒井委員

分析されていないということでありませけれども、私は親の負担も多いことが一つの理由になるのではないかと思いますので、その辺についてはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

理由につきましても、現在のところ把握はしてございません。

○酒井委員

道外の学校の話なのですけれども、こうした水泳の授業について欠席者が多かったところについては、競泳用の水着しか着用は認めませんよという形で、それに対して男性女性問わず、やはり気にする生徒が多かったということでプール授業の不参加がある事例があったと聞いております。例えば、今でしたらそういった体型などということをあまり気にしないためにもラッシュガードの着用について認めている学校などがある一方で、そういったラッシュガードについては基本的には認めませんよということもあると聞いております。

小樽市においてはこのラッシュガードの着用についてはどのようになっているのか、説明していただけますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

小樽市内の学校につきましては、水着はこれであれば駄目というような特定をするようなことはしてございませんので、子供たち、保護者で買ってくるもので認めているところでございます。

○酒井委員

いずれにしてもやはり欠席ということを減らさなければならないと思うのです。そうではないと、本当にこうしたプール授業は、やはり生きていくためにも私は必要なものだと思っているからであります。私が子供時代、ですから40年前ですか、そのときに私は滝川市出身なのですけれども、学校がすぐ近くにあって学校ごとにプールがあったものですから、現在は違うのですけれども、プール授業は日常だったのです。それにもかかわらず、出席率はすごく高かったのですけれども、欠席する場合でも、男子女子問わずプールサイドに見学者がいて、出席扱いになってたわけなのです。そうではなくて今回は欠席ということでありませから、もう本当に来ていないのだなということが推測されるわけなのです。

これを機会に、なぜ欠席が多いのか、それから、隠れた親の負担などは存在しないのか、先ほどの水着着用についての恥ずかしさがある子供がいるのかもしれないとか様々な要因があると思いますので、校長会なども通じて、どうしてそうした欠席が多くなっていくのか、出席を増やしていくためのことについてしっかりと話し合っていくということが私は必要なのではないかと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

先ほども御答弁させていただきましたが、現状では理由については把握してございません。校長会等とも話をしまして、今後、参加状況等について実態を把握していきたいというふうに考えております。

○酒井委員

ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

本当に、3割もの生徒が欠席しているという中で進めていくというのは、やはり異常そのものだと思うのです。先ほどは分析などはしていないという話でありますけれども、先ほど紹介したとおり校長会などでも話し合うということなので、しっかりと期待したいなと思います。

◎合同部活動について

私から最後に、合同部活動について質問したいと思います。

この合同部活動、先ほどの説明の中でもサッカーと陸上競技について取り組むということでありました。よかったと思うわけであります。

ところで部活動は、サッカーや陸上競技ではありません。これからそうしたサッカーや陸上競技以外にもこうした合同部活動という形で増やしていくのかどうか、その点についてお伺ひしたいと思います。

○（教育）教育総務課長

拠点校方式ですけれども、私どもとしましては生徒の選択肢を増やす取組であり、また、教員の働き方改革に有効な取組と考えておりますので、基本的には増やしていきたいというふうに考えておりますけれども、ただ学校現場のいろいろな状況がありますし、これからも部活動顧問や中体連、校長会とも協議を続けていって、無理のない形で採用していきたいというふうに考えております。

○酒井委員

無理のない形で採用していくということでありました。

当然、誰が担っていくのかということもありますし、そういった点では本当に慎重に取り組んでいかなければならないものだと思います。これを無理のないという形でありましたけれども、やはり課題となっていくものというかは何になるのか示していただけますでしょうか。

○（教育）教育総務課長

合同部活動、拠点校方式の課題としましては、今一番大きな課題として認識していますのは、合同で部活動をするということでありますので、今までの単独の学校で部活動をするのと異なりまして、生徒の移動が伴うこととなります。こういった部分での生徒や保護者の負担というのは課題というふうに認識しております。

○酒井委員

負担は、とにかくこの後で聞くわけなのですけれども、それ以外にも指導者の問題ですとか、どこの学校がそれを担うのかとかということも、私はそれもやはり大きな課題になってくるかと思っております。

先ほど、負担についてお話がありました。先ほどの説明でもあったとおり、平日についてはそういったタクシーなどを使って行っていくということで予算づけがされております。しかし、一方で休日につきましては、基本的にはバスで行ってもらう形になってくるですとか、もしくは親で送り迎えするという形になっていると思います。こうした負担についてはどのように考えているのか、お伺ひをいたします。

○（教育）教育総務課長

休日の合同部活動の移動が伴うことについての負担のことの御質問でしたけれども、委員のおっしゃるとおり保護者が送迎をしなければいけない、もしくは公共交通機関を利用するという事で一定の負担が生じてくるというふうに理解をしております。

○酒井委員

この負担もやはり、いずれは解消していかなければならないのかと思うわけであります。というのは、どうしてもやはりそういった部活動を行って行って、活動してやっていきたいという形で、いや、それをやるにはバス運賃が大分、月に幾らかかるよという形になって、それを親に相談したら、とんでもない送り迎えなどできないよという形になってそれを諦めてしまうということになっては、やはりならないと思うのです。

現在のところでは、そういった平日については一定程度確保されているのだけれども、休日についてはなかなかできないということで、これも一つの課題なのかと思っております。

この項の最後に、少人数学級のお話をしたいと思うのです。

私ども日本共産党は、少人数学級をしっかりとやはり進めていくべきだ、その上で学校もしっかりと残していくべきだという立場で主張しておりました。この質問をいたしますと、教育委員会としましては少人数学級のメリット、デメリットがあるという中で、デメリットの中には部活動が思うようにできないことがデメリットの一つだということも言われたのですけれども、今回こうした合同部活動が現在よりもさらに大きく進むという形になって、市内どこでも子供たちが部活動を選ぶことができるという形になれば、こういった少人数学級のデメリットが一つ減ることになると思うのです。

そのことについて最後に伺って質問を終わります。

○（教育）教育総務課長

少人数学級につきましては、部活動という、利点としましてはきめ細かな指導が展開できるというメリットがありますので、もちろん必要な取組というふうには認識しておりますけれども、ただデメリットとして、ほかにも教員を配置しなくてはいけないとか施設の関係だとか、かなり予算が伴うものですから、そういった部分が大きな問題ということで、まだなかなかこの部分というのは解消が難しいのかというふうには考えております。それに加えまして、国や道も少人数学級の取組を検討しておりますので、この議論の推移を見守りたいというふうに考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

公明党に移します。

---

○松田委員

◎小樽市地域防災計画について

まず防災の関係ですけれども、2月に防災会議が開かれ、その概要の報告がありました、それに関連して何点か伺いたいと思います。

最初に地域防災計画の修正点ということですが、地域防災計画に何点かの修正が加えられ、その一つに観光客等への対応の項目が加えられたということですが、確かに東日本大震災のときは、小樽市ではそれほど影響がありませんでしたけれども、北海道胆振東部地震では小樽市もブラックアウトによる影響で観光客も巻き



込んでしまいました。観光都市を自認する小樽市にとって、観光客に対する防災は非常に大切なことだと思います。

主な追加内容について御説明願いたいと思います。

○（総務）災害対策室進藤主幹

令和2年3月に産業港湾部観光振興室が小樽市観光客等の災害時対応マニュアルを策定いたしまして、観光客に対する災害の対応方針、主に帰宅支援なのですが、これを定めたところでもあります。その上位計画となる地域防災計画の本文におきましても、観光客への対応として、「市が観光関係者、交通機関等と十分に連携を図りながら、平時から必要な事項を備えるとともに、災害時にあっても情報伝達・収集、避難誘導、滞在・帰宅支援の実施に努める」と改めて記載したところでもあります。

委員のおっしゃるとおり災害対策は、基本的に本市における安全・安心なり、市民生活の維持のために実施していくものでありますが、本市の基幹産業である観光につきましても、災害時の観光客への適切な対応、帰宅支援ということになるのでしょうか、今後ますます重要になってくるものと認識しておりますので今回の追記に至ったものであります。

○松田委員

指定避難所・指定緊急避難場所の一覧に、優先的に開設する避難所を明確にするため、優先開設する第1次避難所と調整後に開設する第2次避難所の区別を追加し、表を再整理するということですが、それぞれ何か所あるのか、その数をお示しいただき、優先順位の基準をお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室進藤主幹

現時点で、災害時に優先的に開設する第一次避難所につきましては、小・中学校を中心に30か所あります。その後になりますけれども、災害状況によりまして開設を検討する第2次避難所は31か所となっています。優先順位といたしますか、第1次避難所として選定した基準なのですが、昨年までの地域防災計画では、一覧表では小学校、中学校、高等学校、保育所、その他の施設という順番になっていまして、災害時にどの避難所が優先的に開設するかというのが非常に分かりづらいという問題がありました。私ども令和3年度に小樽市業務継続計画、BCPを策定いたしまして、その際、災害発生直後に避難所運営に携わることができる職員の数ですとか、あと配置がある程度見えてきましたので、61か所のうち30か所を第1次避難所としまして、各地域における施設間の距離、適度に分散するということになりましたが、これらの距離などを勘案しまして、まずは基幹避難所として30か所、第1次避難所を選定したものであります。

○松田委員

あと、地域防災計画では構成に問題があることから、計画の構成を見直して、新たに作り直して、最短で令和6年度内の公表を想定しているようですが、現在の計画の最新版、避難所の開設を修正した改定版はいつ差し替えられる予定なのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室進藤主幹

今回の改定の、令和4年度版の小樽市地域防災計画なのですが、今年度内というか今月中ということになりますけれども、小樽市ホームページにおいて公表する予定であります。

○松田委員

先ほど一次開設、二次開設ということだったのでありますが、第1次避難所は広報おたるにも掲載されるのでしょうか。その第1次避難所についての周知方法をお示ししていただきたいと思います。

○（総務）災害対策室進藤主幹

第1次避難所、第2次避難所も含めてということになるか検討ですが、周知方法につきましては、市のホームページにももちろん掲載はするのですが、広報おたるにも年に数回、防災特集記事を掲載させていただいておりますので、今後、その中で掲載して市民周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○松田委員

今、広報おたるの特集号ということなのですが、たまたま今回、今月の広報おたるに防災関連のお知らせが掲載されており、中でも自宅付近以外の緊急避難場所、避難所についても知っておくべきとの注意喚起の記載がありましたけれども、これは大変有効であると思いました。災害発生の時間によってはその人がどこにいるかで避難する場所も違ってきます。この記事内容を皆さんに周知するために町内会などへの回覧板等でも行ってはいかがかと思いますけれども、それについてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室進藤主幹

広報おたる3月号の内容と同じものを回覧板で改めて周知する予定というのはありませんけれども、新年度、令和5年度には新たに防災啓発チラシを作りまして町内会を経由して配布する予定がありますので、その中で今回の記事の中から重要な事項を掲載するなどして広報おたる3月号でお知らせした内容につきましても、今後も周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○松田委員

とにかく修正点だとか、やはり皆さんにいかに周知していくかということが大事だと思いますので、よろしくお願ひします。

なお8月1日に行われる予定の総合防災訓練の件、先ほど御説明ありましたが、運営訓練としてシナリオ型だけでなく、ブラインド型の訓練も一部導入を検討と記載がありましたが、参考までにそのシナリオ型とブラインド型の違いについてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室安藤主幹

本年8月31日に予定をしております小樽市総合防災訓練であります。お配りをした令和5年度小樽市総合防災訓練実施の概要（案）における、シナリオ型だけでなくブラインド型の訓練も一部導入を検討という記述についてであります。

本市は令和3年度総合防災訓練から、従来のシナリオ型の実動訓練に加えて災害対策本部長である市長以下が参加する災害対策本部訓練を消防庁舎6階の講堂で実施をしております。比較的狭い場所で訓練参加者の安全を確保しながら実動訓練を行うために、訓練場所と時間を事前に計画したシナリオ型の訓練を行っており、災害対策本部訓練も現場実動訓練のシナリオに合わせる形で災害状況の付与や報告、判断、指示の内容もあらかじめシナリオに取り込んだ訓練を行い、令和3年度に地震・津波対応の訓練、令和4年度に大雨洪水・土砂災害対応の訓練で、それぞれ一定の成果を得ました。

このため、令和5年度の本市総合防災訓練においては、災害対策本部訓練の難易度のレベルを上げて事前に災害状況の付与や報告判断の内容を参加者に周知せず、目に見えない、すなわちブラインド型の状況付与に基づき報告、判断、指示等を行う訓練の一部に取り入れるということで、より実践的な訓練を行うことを検討いたしたいと考えております。

○松田委員

あと、今回の開催の防災会議は議題が決まっていたようですが、トルコ地震の直後の防災会議であり、1月には大雪が、全国ニュースでも取り上げるような大々的な交通麻痺もありましたので、その他として議題以外の防災に関する意見等はなかったのか、その点について、もしあったとしたらその内容をお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室安藤主幹

令和4年度小樽市防災会議の議題2で来年度の小樽市総合防災訓練の概要について報告をいたしました。この議題2に関して会長である迫市長から、小樽市総合防災訓練については令和4年度は大雨・洪水に対する訓練を行いました。令和5年度は大規模地震に対応した訓練を行います。内容については市役所で災害対策本部訓練を行

いながら港で現場実動訓練を行う、また新たにシナリオ型だけでなくブラインド型の訓練を一部導入することによってより実効性を高めていきたいという発言がありました。

また、一部の委員から、小樽市総合防災訓練の実施日について、現時点では港湾施設の使用状況が未定であるため予備日を含めた日程となっているが、いつ頃に確定できるのかとの質問があり、事務局から8月初旬頃に決定したいという回答をいたしております。委員の御指摘のとおり、例年、防災会議は年に1回の開催となっており、せっかくの機会ですので各委員から忌憚のない意見をいただけるように、例えば、議題以外のその他の事項において市から話題を提供するなど、議事進行に工夫をいたしまして今後検討いたしたいと考えております。

#### ○松田委員

そうですね、やはりいろいろ皆さんからの意見を聞くということが防災会議の大事な視点だと思いますので、よろしくをお願いします。

実はさすが東日本大震災が発生してから丸12年になります。連日、震災関係の記事が掲載されていますけれども、記事を読むたびに、建物や道路などは直すことができて、この震災により家族を亡くした方にとっては、いまだその心の傷が癒えることはないのだなと感慨深くなります。時間がたてばたつほどその傷が深まっていることも実感いたします。特に小さな子供を亡くした方は、亡くなった子供の年齢を重ね合わせて同世代の子供を見ると、もし自分の子供が生きていたらこのくらいかななど思ったりしているのではないかというふうに思います。先ほど申しましたとおり、最近発生したトルコ地震ではとてつもない人数の死者が出るほどの大惨事となりました。とにかく備えれば憂いなしで防災にしっかり取り組んでいただきたいと思いますので、この項の質問は終わります。

#### ◎市職員の人員配置について

次に、市職員の人員配置状況について伺います。

昨年の第1回定例会の総務常任委員会でも同様の質問をさせていただきました。時期的にそろそろ新年度の人員配置につきましてもお考えがまとまっていると思いますので、昨年と同様な質問になりますが、確認の意味で伺います。

まず、採用者数は定数に対して定年退職者、そして会計年度任用職員、再任用職員を勘案して採用すると思いますが、それでも途中で退職される方もおり、欠員となっている職場も何か所かあると聞いています。

直近で、欠員と市が押さえている職場とその人数をお聞かせいただきたいと思います。

#### ○（総務）職員課長

直近の欠員の状況ということでございましたけれども、病院局と消防本部に関してはそれぞれ職員の採用を行っている関係で、それ以外の部局のところでお答えをさせていただきたいと思いますが、直近の2月末現在の欠員の状況を部ごとで申し上げますと、総務部が5名、財政部が5名、産業港湾部が3名、生活環境部が6名、福祉保険部が6名、こども未来部が6名、保健所が1名、建設部が5名、教育委員会が7名、水道局が4名、合わせて49名ということでございます。

#### ○松田委員

思った以上に欠員があるのだなと思います。

それで令和5年度における市職員の採用人数は何人なのか、事務職、技術職に分けてお示ししていただきたいと思います。

#### ○（総務）職員課長

令和5年度の採用人数ということでございまして、こちらも病院局の分と消防本部の分は除いた部分ということでお答えをさせていただきますけれども、まず事務職が34名、それから技術職ということで、土木ですとか保育士等の免許資格職、そういうものは全部合わせまして13名採用を予定しております。

○松田委員

そして近年、採用試験に合格したにもかかわらず採用を辞退する方が多くなっていると聞いています。

本年は何人応募し、そして合格したにもかかわらず辞退者はいたのかどうか、その状況をお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）職員課長

本年度行った採用試験の状況ということで御説明いたしますけれども、まず事務職につきましては、これが前期と後期ということで2回やりましたけれども、両方合わせまして応募者が453名で、最終合格を出した人数が70名となりましたけれども、そのうち辞退者が32名おりました。

それから先ほどという技術職、土木とか保育士等の免許資格職ということですが、これも前期、後期と複数回やったのですけれども、その合わせた応募者が52名で最終合格を出したのが23名おりましたけれども、辞退が9名となっております。

○松田委員

すごい辞退が来たということでびっくりします。

特に技術職の場合、その職務に精通するためには年数がかかり、即戦力として新卒ではなく経験者を任用することもあると思うのですが、令和5年度の採用者の中にそういった方はいたかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○（総務）職員課長

採用予定者にいわれる職務経験がある方がいたかどうかということでございますけれども、一人一人の状況というか前歴というのが、例えば、アルバイトとかというのがありますので、どこまでが経験者というふうに捉えるべきかということもあるので、まだ正確な人数は把握はできていないのですけれども、実際ほかの自治体に勤めている方が転職されるとか、それから民間で正社員として勤めている方が転職されるとか、そういういわゆる社会人経験者というか、そういう方は一定数いるということは把握はしております。

○松田委員

ともあれ、これにより欠員と認識した方について補充ができたのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）職員課長

欠員補充の見通しということでございますけれども、採用試験は職種に応じて複数回行ってきまして、必要数の確保という欠員の解消を目指して取り組んではきましたけれども、先ほど申し上げたような状況で、やはりかなり辞退者が多く出ている。これは最近の状況、ここ数年の状況もあるのですけれども、そういうことがありました。それと、いわゆる駆け込み退職というのでしょうか、もう採用試験が終わった後に、年明けとかになって退職するというので申し上げた方も中にはおりますので、そういったことも少し影響もございまして、次年度、令和5年度の当初の時点では、今年度の当初よりは改善はすると思っておりますけれども、やはり一定数欠員は生じてしまうかというふうに考えてございます。

○松田委員

あとデジタル化が進む社会の中で誰一人取り残されないための取組を市民向けに行っていくようではございますけれども、これは職員にとっても大変重要なことです。市職員向けのデジタル研修などもしっかり行っていただきたいと思いますが、この点についての認識について伺います。

○（総務）職員課長

これは本市としてデジタル化に取り組んで業務改善等を進めていかなければならないということもあって、それを進めているところでございまして、その部分の研修等で意識の向上ということは重要だということは深く認識をしているところであります。これまでもやってきている部分もありますけれども、私どもで主催するような庁内研

修をはじめとしまして、庁外で行われる外部のオンライン研修の受講とか、そういったものをいろいろ活用しながら、様々な形でデジタルに関する知見の向上とか意識の向上ということでは引き続き努めていきたいというふうに思っております。

○松田委員

それで、あと職場環境の改善というのも大変大切なことだと思いますけれども、この点について認識を伺いたいと思います。

○（総務）職員課長

職場環境の改善ということで、今申し上げたようなこのデジタル化を進めることで業務の改善を進めることが、例えば、時間外の縮減とかということで職場環境の改善につながる部分も当然あるのですが、これも先ほど申し上げたように、やはり今欠員が非常に多いということがあって、当然必要な職員数を確保できないということ、やはり職場体制に課題というか生じていることには変わりありませんので、その辺を、男性育児休業のお話でもいつもその指摘をされているところでございますけれども、この辺をしっかりと改善するように、欠員の解消ですとかあとは、中途退職者はやはり若手の方が少し最近多いというような状況がありますので、その辺の原因というのでしょうか、考え方の分析等も、どこまでできるかもあります、そこも含めながらしっかりと、何が課題なのかを把握した上で、そういうことも含めて職場環境の改善にも取り組んでいかなければならないというふうに考えてございます。

○松田委員

あと、平成26年から毎年実施が義務付けられた職員のストレスチェックですが、これにより治療だとか何らかの方策が必要と思われる方はいたのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）職員課長

ストレスチェックの結果の状況かと思っておりますけれども、令和3年度のストレスチェックの結果で申し上げます。私どもで、水道局と病院局は把握できていませんので、その中でお答えいたしますけれども、令和3年度のストレスチェックを受検した者が1,557人でした。そのうちいわゆる高ストレス者という判定が出た職員が171人で1割強いたことになっておりまして、それが全て治療等の方策が必要ということでは必ずしもないのですが、実際にそういう高ストレスの判定を受けた職員で、産業医との面談というか面接をして、話を聞いたのが13名おりまして、その結果として特に措置不要というケースもありますけれども、例えば、時間外の出勤をするような配慮が必要だとか、あるいはその職場の異動をさせるべきだというような意見が出されたりというケースは実際にあったところでございます。

○松田委員

あと、とにかく昨今、公務員離れが起きているのも事実です。とにかく将来を見据えた職員配置計画や職員研修などを行っていただきたいと思っておりますけれども、このことに対する認識を伺いたいと思います。

○（総務）職員課長

将来を見据えた配置計画ですとか研修をということでございましたけれども、現状でもやはりまず、繰り返しになりますけれども、欠員がやはり多数生じてしまっているという状況を何とか解消することを目指していかなければならないというところはありますけれども、それとともに今後やはり人口減少が進んでいくのかという状況があればそれを受けて、組織のスリム化も取り組んでいかなければならない。それに合わせて先ほども申し上げたようないわゆるDX、デジタル化の推進で業務改善をする。それを踏まえて職員数を適正化しなければならないという部分も出てくると思いますので、そういったいろいろな要素を考えながら、今後、適正な職員数のその規模を見定めながら、きちんと適正な人員配置を行う、かつ研修等でしっかりと人材育成しながら、適切な組織を維持できるように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○松田委員

次に、教育委員会の質問に変えさせていただきます。

今人口減少ということで、小樽市にとって最大の課題は人口減少、少子高齢化です。昨年小樽市で生まれた子供が初めて400人を割り込み、385人と聞き、少子化がここまで来ているのかと驚いています。この人数だと60歳以上の方が小学生の時代なら小学校2校分くらいの人数です。ある方と話をしていたら、この子供たちがこのまま小樽市から転出することなくそのまま小学校に入学したら学級編制はどうなるのだろうという話題になりました。

そこで参考までにお聞きしますが、教育委員会として現在押さえている、本年4月に小学校に入学する子供は何人か、この点についてお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

今後の増減もまだ考えられますが、3月1日時点での状況で申しますと、約520人となっております。

○松田委員

今のところ市内の小学校で、本年入学を予定する子供が一番少ない学校は何人くらいなのでしょう。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

同様に3月1日時点の状況で申しますと、少ない学校の人数は3人となっております。

○松田委員

今3人ということなのですが、あまりの人数が少なくて複式学級にならざるを得ない学校はありますか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

1年生の複式学級ということでお答えさせていただきますと、3月1日時点では現在のところは複式は組むところまでございません。ないということでございます。

○松田委員

小学校1年生の学級編制は1学級35人ですけれども、一つの学校で1年生の学級が複数編成できる学校は何校あるのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

3月1日時点での状況になりますが、4校となっております。

○松田委員

とにかく小学校の入学式まであと1か月です。子供たちが笑顔あふれる姿で学校の門をくぐることを願っています。

◎教育行政執行方針について

さて、2月21日の本会議で教育長から教育行政執行方針が述べられておりましたけれども、その中から抜粋して何点か質問させていただきます。

まず、登校支援室についてです。

いじめの防止や不登校児童・生徒の支援につきまして、市内4か所に設置している登校支援室での指導や訪問型支援を実施とありますがけれども、4か所ある登校支援室の状況を見ると、ふれあいルームは毎日開催され、時間も午前9時から午後3時30分となっておりますけれども、ふらっとルームは週3回で曜日によって、開催場所が違って、時間も午前9時30分から正午までとなっています。時間からするとふれあいルームは小学校高学年や中学生、ふらっとルームは小学校低学年が対象なのかと推察しますがけれども、開催日や時間などの違いについてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

ふれあいルームにつきましては、市教委の庁舎内で毎週月曜日から金曜日、午前9時から午後3時半まで開設しております。

ふらっとルームにつきましては、毎週火曜日と木曜日は小樽市生涯学習プラザ、水曜日は市立小樽図書館、金曜日は銭函市民センターに午前9時半から正午まで、教育支援コーディネーターもしくは専任指導員を派遣しております。

ふれあいルームもふらっとルームも小学生、中学生、学年にかかわらず利用できることとしております。

**○松田委員**

また、それぞれの利用人数を小学校、中学校に分けてお示ししていただきたいと思います。

**○（教育）学校教育支援室谷口主幹**

ふれあいルームとふらっとルームの利用人数につきましては、令和4年度は2月末までに、ふれあいルームで小学生が19名、中学生は38名、ふらっとルームは小学生が11名、中学生は5名が利用しております。

**○松田委員**

訪問型支援を利用している人数を同様にお示しいただき、どのような内容の支援を行っているのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

**○（教育）学校教育支援室谷口主幹**

訪問型支援につきましては、今年度は訪問型支援の申込みがございましたけれども、申込みがございますとコーディネーターが家庭訪問をして学習支援を行うとともに、1人1台端末を活用してオンラインによる学習支援を行うこととしております。

**○松田委員**

あと、相談体制についてですけれども、近年、児童・生徒、保護者からの相談回数が増加していることからスクールカウンセラーを増員したとあります。相談回数を相談者別にお示しするとともに、どのくらい増加しているのか、増加が著しい相談は何か、主な相談内容も併せてお示ししていただきたいと思います。

**○（教育）学校教育支援室谷口主幹**

小学校に派遣している市費のスクールカウンセラーの相談回数につきましては、小学生が令和2年度は317回、令和3年度は611回。保護者につきましては、令和2年度が104回、令和3年度が210回。教職員につきましては、令和2年度が320回、令和3年度が329回となっております、小学生と保護者の相談回数は約2倍となっております。

増加している相談内容は、友人関係や不登校の相談が多くなっております。

**○松田委員**

学校や保護者が抱える困難な事案に速やかに対応できるようにスクールソーシャルワーカーの勤務日数を増やすとありますけれども、どんな相談なのか、対応回数と主な内容を差し支えない範囲でお示ししていただきたいと思います。

**○（教育）学校教育支援室谷口主幹**

スクールソーシャルワーカーの対応回数につきましては、令和2年度が151回、令和3年度が208回となっております、主な対応内容としましては不登校が多くなっております。その中では家庭訪問をさせていただいた事例もございます。

**○松田委員**

不登校が増えているということですね。

基本的なことを聞き、申し訳ありませんけれども、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの支援内容の違いとその役割をお聞かせ願いたいと思います。

**○（教育）学校教育支援室谷口主幹**

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの役割についてですけれども、スクールカウンセラーは児童・生徒、保護者、教員等に対しカウンセリングなどにより心のケアを行うことが役割となっております。

スクールソーシャルワーカーは、学校や保護者が抱える困難なケースに対し、福祉部局などの関係機関と連携を図り対応する役割を担っております。

○松田委員

あと、コミュニティ・スクールについてお聞きいたします。

環境が整った小・中学校4校を新たにコミュニティ・スクールに指定とありましたが、コミュニティ・スクールとは具体的にどのような学校をいうのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

コミュニティ・スクールは、学校運営協議会という公式の合議制会議体を設置した学校のことを言います。

○松田委員

これはどのような目的で導入された制度なのかお示ししていただきたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる地域とともにある学校への転換を図るため、また、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めるために導入されたものです。

○松田委員

小樽市内には、小学校17校、中学校12校の計29校あり、そのうち市内23校の小・中学校がコミュニティ・スクールに指定されるようですが、指定された学校数を小・中学校別にお示ししていただきたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

令和5年度の23校の内訳でございますが、小学校は14校、中学校は9校となります。

○松田委員

まだ指定されていない学校については、教育委員会から指定されるように促すのか、それとも学校側から指定されるように環境を整えていくのか、指定されるためにはどのような条件があるのか、必要なかその点についてお示ししていただきたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

市教委と各学校等で状況を確認しながら、学校・地域・家庭が、もしくは地域によっては小・中学校と地域・家庭が制度等を含め、地域とともにある学校づくりを進めることに御理解いただき、各学校が導入に向けた準備を進め、導入体制が整いましたら市教委が指定しているところでございます。

○松田委員

学校側から環境を整えていくということですね。

住民との連携、協同による学校づくりがコミュニティ・スクールですけれども、学校間の連携、接続については幼児教育施設と小学校の職員が交流する機会を設け、幼保・小連携を進めるとありますけれども、どのような内容の交流を行っていくのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

遊びや生活を通した総合的な指導を行う幼児教育から、教科の学習を中心とした指導を行う小学校教育との円滑な接続には互いの理解を深めることが重要でありますので、昨年8月に市内の幼児教育施設職員と小学校等教職員向けの研修会を行い、幼児教育の現状ですとか、幼児教育施設と小学校の連携の具体などについて講義を通して理解を深める取組を進めてございます。

次年度につきましては、市内の幼児教育施設職員と小学校等教員が意見交流する機会も設けまして、一層理解を進める取組を進めてまいりたいと考えております。



○松田委員

義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組や、小樽市小中高連携協議会を通じた連携の充実ということが述べられておりましたが、どのような取組や連携なのか具体的にお示ししていただきたいと思っております。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

まず、義務教育9年間を通した小・中一貫教育の取組の具体としましては、例えば、中学校教員による小学生への授業、小学校教員による中学生への授業、あるいは小中合同の避難訓練、それから小中の代表児童・生徒が集まりいじめの問題について考えるなどの取組がございます。

また、小樽市小中高連携協議会につきましては、小・中・高、それぞれの立場から本市の課題や、小・中・高の連携の在り方について協議して今後に生かす取組でございますが、各校種の代表校長に出席していただきまして、今年度は不登校や1人1台端末の状況について意見交流を行ったところです。次年度も継続して行う中で、校種間の理解が進むよう取組を進めてまいりたいと考えております。

○（教育）学校教育支援室長

ただいま主幹から答弁させていただきましたが、学校間の連携につきましては、それぞれの学校種において入学前の子供たちの状況を把握するとともに、卒業後の子供の成長を見据えた教育活動を展開することが大切であると考えておりますので、子供たちが安心して元気に学校生活を送ることができるよう今後も幼保・小・中、高の連携を一層図り、校種を超えて小樽市の子供たちをみんなで見守り育てていくという意識を持って、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○松田委員

私の家の近所も小学校があるのですけれども、やはり子供の声を聞くというのは本当にうれしいことです。子供たちが元気で学校に行っている姿だとか、今、少子化になってきていますけれども、みんなが自分の子供のように、地域で、みんなで見守りながら、子供たちが本当に元気に成長してくれることが私は教育ということで大事だと思っております。ともあれ、コロナ禍にあって、大人はもちろん子供たちにとってもこの3年間は、本当に窮屈な生活を送ってきたのではないかと思います。

また、ちょうど特にこの時期に中学校に入学し、この3月に卒業する子供は本当につらい3年間だった。今の小学生の子供だったら、だんだんコロナ禍も落ち着いてきたのでマスクを外すことだとか、いろいろこれから楽しみも増えてくるところで、ちょうどこの時期の子供たちは一番つらかったのではないかと思います。コロナ禍前の生活に徐々に戻りつつあるとはいえ、まだまだ油断はできませんけれども、とにかく子供たちが元気で学校生活を送れるようにしっかり今後も取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

中村岩雄委員に移します。

---

○中村（岩雄）委員

◎令和5年度の移住促進事業について

令和5年度の移住促進事業について。

小樽雪あかりの路が本格的に開催されまして、久しぶりに大勢の観光客でにぎわいました。特に韓国や台湾など、アジア諸国からいらっしゃった観光客は、雪を見たり触れたりすることが非常に新鮮で、子供ばかりか大人も雪に

触れて心から楽しんでいるようにも見えました。

そこで短期の移住策として、外国人、特に雪の降らないアジアの国々を対象に、小樽の冬を満喫してもらうような移住体験を企画できないかということを考えました。私たちにとっては生活の障害ともなる雪ではあるのですが、雪を知らない外国の方々にとって、小樽はとても魅力的に映るようです。観光という側面に加えて、冬の暮らし、それも場合によっては厳しさも味わってもらうような体験ツアーを、例えば、12月から雪あかり開催期間までの二、三か月間を設定してみてもどうかと思います。

しかし、冬期間の需要がどの程度あるかは未知数ですので、実際の需要の有無や程度を調査する必要があるかとは思いますが、もし可能性があれば、試行的にでも取り組んでいくべきと考えますが、この辺の御見解をお聞かせいただきたいと思えます。

○（総務）企画政策室松尾主幹

外国人を対象とした移住体験につきましては、言語対応や受入体制の整備など課題が多く、実施することは難しいと考えております。

○中村（岩雄）委員

ニセコ方面は世界的なパウダースノーなどが魅力的で、多くの観光客が集まっております。また、働く場としても多くの外国人がいると聞いておりますので、こういう状況を小樽市でもうまく活用するといいますか、移住のきっかけとして、この方々を取り込む何らかの策を検討すべきではないかと。年間に2,000人ずつ減少しているわけですから、あまり時間をかけずに実施すべきと考えますが、外国人のひと旗プロジェクトもまた面白いのではないのかと思えますけれども、この辺の御見解もお聞かせいただきたいと思えます。

○（総務）企画政策室松尾主幹

外国人を対象とした市内での起業を目指した移住につきましても、特に起業の場合、就労ビザの発給など解決しなければならない課題が多いため、これも実施することは難しいと考えております。

○中村（岩雄）委員

困難なことがあるように思いますが、提言ですが、この後、可能性を探っていければいいと思えます。

それから移住促進策について、ワーケーション事業についてお尋ねしていきたいと思えます。

これは子育てにも関連してくるのですけれども、人口対策関連で今話題の本があります。「流山がすごい」という本なのです。これは千葉県流山市が舞台なのです。大西康之氏が書いている本なのですけれども、これを今読んでいるという方の感想を聞かせていただきました。子育てについて、時には親に代わって保育所まで送迎するというような記述が本の中に随所に出てくるのです。これは感想ですけれども、ここまでしないと人が来ないのかと驚いたというのです。千葉県流山市は本当に人口増加率がトップ、6年連続独走中ということで、その政策は、子育て中の共働き世代を的に絞った政策なのです。それに人材活用ですとか産業振興、都市計画だとか環境保全だとかも同時並行して進めているという。この本のサブタイトルも「新しい自治の教科書。日本もあなたのまちも変わるはず」というようなサブタイトルついているのです。これは非常に参考になるのではないかと思うのです。

つまり、他都市にはない充実した子育て環境があれば、移住してくるということが証明されているように思うと言うのです。人口対策については、こども未来部と企画政策室が、現在あるいは今後に向けても合体したような組織、そういうものをつくって対策を検討していかないと、移住情報を広報するレベルで終わってしまうのではないのかということをお慮します。

そこで、親子ワーケーション事業について今、発達支援事業所、保育所、宿泊施設などが連携するということなのですが、これを移住にまでつなげていくために、この事業を進める上で、こども未来部が主体的にこの後動いていくのか、それともこの令和5年度は、企画政策室が主導でいくのか、この辺も含めて具体的な内容について、目的、スケジュールなども含めお示しいただきたいと思えます。

○（総務）企画政策室松尾主幹

まず、親子ワーケーションの具体的な目的につきましては、本会議でもお答えいたしましたとおり、本市には発達障害のある子供に対し、特色ある支援を行っている発達支援事業所がありまして、そこでの受入れを中心に、関係人口の創出を行い、移住・定住につなげることを目的としております。

令和5年度につきましては、まず本市に滞在するプログラムを作成する予定でおります。そういったことから現段階で滞り場所や体験メニューなどの事業の詳細やスケジュールなど、具体的な内容をお示しすることができない状況にあります。

また、実施の体制についてなのですが、今回の事業につきましては関係人口の創出から移住・定住につなげることを目的としておりますので、企画政策室でこの事業は進めてまいりたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

企画政策室が主導でいくということですね。

◎中学校の部活動について

それでは、次に移ります。

中学校の部活動について伺います。中学校の部活動について、新年度から拠点校方式を導入するということが、この拠点校方式とはどのようなものか、もう一度、目的、具体的な内容などを説明していただきたいと思っております。

○（教育）教育総務課長

まず、拠点校方式の目的でございますけれども、昨今の少子化に伴い学校規模が小さくなっていく現状において、生徒の部活動の選択肢が狭まってきているという現状があるのと、教員の働き方改革という視点を持って取り組んでいるものであります。具体的な内容につきましては、複数の学校が合同により部活動を行う手法の一つであって、種目ごとに全市またはブロック分けされた地域のうち一つの学校を拠点校として指定をして、地域内の拠点校ではない学校に在籍する生徒と、拠点校の生徒と一緒に部活動を行うことができるようにするというものでございます。

○中村（岩雄）委員

拠点校への移動支援とはどのようなものなのでしょうか。バスになるのでしょうか。タクシーのようなものなのでしょうか。その支援の具体的な内容、支援件数の見込みをお聞かせいただきたいと思っております。

○（教育）教育総務課長

今回の拠点校への移動支援の内容でございますけれども、各学校が手配をしたタクシーを利用をして5月から10月の平日2日間、年間40日間の生徒の移動に係る支援の経費を想定しております。

また、件数等は、入部する生徒によって変わりますので、それを見てということになります。

○中村（岩雄）委員

よろしく願いいたします。

◎米飯給食について

次に、米飯給食について、保護者から米飯給食の提供回数の増が求められているということでしたので、その理由をどのように捉えていますか、これをまずお聞かせいただきたい。また、現状の回数と増加の回数はどのようになっていますかお示してください。

○（教育）学校給食センター主幹

保護者からの米飯給食の提供回数増と併せて学校給食への要望は、おいしくてバランスのよい食事の提供や正しい食習慣の提供であることから、主食と合わせた主菜・副菜・汁物のバリエーションの多い米飯給食への要望であると考えております。

○（教育）学校給食センター所長

米飯の提供回数でございますが、現在は週2回の提供であります、これを隔週で1回ずつ増やすことで週当たり2.5回とするものでございます。

○中村（岩雄）委員

それでは食材について伺っていきますけれども、重複する質問になるかもしれませんが、給食の充実という意味で、市内及び後志経済の環流を考えると、地元産品、近隣町村の産品を積極的に食材として使う、または増やすということが考えられますが、お考えをお聞かせください。

○（教育）学校給食センター主幹

小樽後志産の食材が収穫される時期に、小松菜ですとか大根、ニンジン、キャベツ、ミニトマトなどの旬の野菜や小樽市で取れたもの、小樽市で取れた魚、小樽市内で加工されたものを使用するように努めております。今後も地元の食材の提供に努めてまいりたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

◎新総合体育館整備について

それでは次に移らせていただきます。

新総合体育館整備について伺います。

新総合体育館の利用者の見込数について、この時点でどう算定するのでしょうか。直営であっても、PFIでも年数を要します。その間、人口減少が続いているでしょうから、利用者の見込数をどの時点で算定するのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○（教育）主幹

委員の御質問、人工減少が進む中で3年後、5年後、いつの時点で人口を算定するのかという御質問だと思いますが、新総合体育館の利用者を推計するに当たっては、おっしゃるとおり、人口が減少すると利用者も減少いたしますが、一方で施設が更新されると利用者が増えるということも予想されますので、今後、他都市の事例などを参考に適切な推計を行いたいというふうに考えてございます。

○中村（岩雄）委員

プールの利用者については、利用者の年齢層はシニア層の占める割合が今後も高くなっていくことが想定されます。そこで小樽市では、スポーツ的な側面に加えて介護予防的な側面、支援を要する児童のプール活用など、よりこれまで以上に福祉的な側面からの利用に重点を置いた整備、そういう視点も必要ではないのかと思えますが、この辺の御見解をお聞かせいただきたいと思えます。

○（教育）主幹

新総合体育館の整備に当たりましては、委員のおっしゃるとおり、スポーツ競技のほかにも介護予防やリハビリテーションでの活用は重要な要素というふうに考えております。プールに限らず、施設全体としてスポーツ以外の活用も想定した施設を目指すことを基本構想の基本方針などではうたっております。また、御質問のプールにつきましても、基本構想の施設の概要におきまして歩行用プールや入水用スロープの整備について検討する旨を記載してございます。

○中村（岩雄）委員

◎ミュージアムショップについて

それではミュージアムショップについて。

美術館にミュージアムショップが設置されましたが、ショップの設置目的、そして今後の展開についてお知らせください。

○（教育）美術館副館長

本年2月1日にオープンしたミュージアムショップの設置目的につきましては、日頃から美術館の運営をサポートしていただいております市立小樽美術館協力が運営しているもので、美術館収蔵作家や小樽にゆかりのあるアーティストの関連商品を扱うことで、来館される方により美術館の魅力を伝えるものでございます。また、今後の展開につきましては、いろいろなアーティストの方々の関連商品を用意いたしまして、もっとアートに関心を持ってもらい、美術館の来館者を増やす一因となるようショップの運営をしている美術館協力会と連携してまいりたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

◎65歳以上世帯に対する住宅用火災警報器について

次に移ります。

それでは、65歳以上世帯に対する住宅用火災警報器の給付事業等について伺います。

まず、本市における住宅火災警報器の給付事業について、現状と課題それから給付の目的、申込件数などの状況と、それに対する市民の方々の反応はどうでしょうか。この辺をお聞かせいただきたいと思います。

○（消防）予防課長

本市の住宅用火災警報器の設置状況における現状につきましては、令和4年の本市の設置率が67%で、全国平均の84%と比べ17%低い状況であります。

課題につきましては、住宅用火災警報器の設置が義務化された平成18年以前の既存住宅に設置が進んでいないこと、また、住宅用火災警報器は設置後10年で取替えが推奨されていることから、その更新が課題となっています。

次に、給付事業の目的につきましては、全国の統計では住宅火災による死者の約7割が65歳以上の高齢者であることから、住宅火災における死者の発生を防止するため、65歳以上で未設置の世帯を対象に給付を行ったものであります。

次に申込件数につきましては、給付戸数300戸に対し319件の応募がありました。次に、市民の反応につきましては、応募開始当初、応募方法や給付する戸数など事業内容に関する問合せを数件いただいております。

○中村（岩雄）委員

それでは、今後の展開として考えていることがあればお示してください。

○（消防）予防課長

今後の展開につきましては、住宅用火災警報器給付事業をはじめ消防職員が取付けを行う設置支援制度の周知などの取組により、住宅用火災警報器の設置率向上を図りたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

次に、1月13日に消防職場見学会が開催されたとお伺いしておりますが、この内容についてお聞かせください。

○（消防）予防課長

消防職場見学会につきましては、勝納町にある小樽市消防署で少年消防クラブを対象に開催し、少年消防クラブ員と指導者を合わせて19名の参加がありました。見学会の内容につきましては、出動訓練の見学や消防士の1日の仕事の説明をした後に、少年消防クラブ員からの消防に関する質問にお答えしたという内容になっております。

○中村（岩雄）委員

それでは、最後の質問になりますが、今お聞きしました取組、消防職員の業務などを知っているようで案外知らない住民の方が多いと思いますけれども、特に少年少女に知ってもらえる機会として、少年消防クラブ員だけでなく、ほかの子供たちにもそれを広げていければいいと思うのですが、この辺どうでしょうか。お答えいただきたいと思います。

### ○（消防）予防課長

職場見学会の参加対象を広げることにつきましては、この見学会が少年消防クラブの活性化を目的として今年度初めて開催したものであることから、まずは少年消防クラブを対象に行いたいと考えております。しかしながら、消防本部としましては、多くの市民に消防に対する理解と興味を持ってもらいたいと考えているため、例年8月には市内の小・中学生を対象とした消防体験研修会を開催するなど、今後も多くの子供たちが参加できる取組を進めていくところであります。

### ○委員長

中村岩雄委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時58分

再開 午後5時34分

### ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

### ○酒井委員

日本共産党を代表して、議案第44号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第8号JR小樽築港駅～銭函駅11.9km区間中における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について、陳情第11号第3項目の2公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について、陳情第15号小樽市立塩谷小学校の存続方については、採択、陳情第13号小樽市立フリースクールの創設方について、陳情第31号子どもの新型コロナウイルス感染症対策緩和を求める陳情方については、不採択の立場で討論を行います。

議案第44号です。政府は核兵器禁止条約に調印、批准をしない立場です。したがって小樽市独自の非核港湾への取組が必要です。

陳情第8号です。津波対策として整備している自治体があります。

陳情第11号第3項目の2です。託児所設置の検討もあり得ることで。

陳情第13号です。小樽市が公立でフリースクールを設置することは不可能です。

陳情第15号です。塩谷小学校の存続が必要です。

陳情第31号です。マスクの着脱は場面に依じてできています。

以上、申し上げ、討論といたします。

### ○佐々木委員

議案第44号小樽市非核港湾条例案は可決の立場で討論をします。

世界終末時計は、核戦争などによる人類の絶滅、終末を午前0時になぞらえ、その終末までの残り時間を0時まであと何分、何秒という形で象徴的に示すものです。これが創設された1947年は終末7分前。その後、国際情勢により進んだり戻ったりし、最も戻った終末から遠ざかったのはソビエト連邦の崩壊した1991年で17分前。それでは、人類絶滅に最も近づいたのはいつなのか。それは御想像のとおり今、2023年、1分30秒前まで進んでしまいました。昨年からのロシアのウクライナ侵攻における核戦争のリスク増加、プーチン大統領の核兵器使用への言及などによるものです。

かつてないほど核戦争の危機が近づく今だからこそ、平和のために核兵器廃絶平和宣言都市小樽、果たす役割は重要です。まずは、小樽市非核港湾条例を制定することで、時計の針を少しでも戻しましょう。

詳しくは本会議で述べることとし、討論を終えます。

**○委員長**

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第44号について採決をいたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○委員長**

起立少数。

よって、議案は否決と決しました。

次に、陳情第8号及び陳情第13号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○委員長**

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第15号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○委員長**

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第11号第3項目の2及び陳情第31号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○委員長**

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情及び所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○委員長**

御異議なしと認め、さように決しました。

散会に先立ちまして、今回の任期をもちまして勇退される委員の方がおられますので、御紹介申し上げ、一言御挨拶をいただきたいと思えます。

松田委員、お願いいたします。

**○松田委員**

今、御紹介ありましたとおり、今期をもって3期12年やらせていただきました小樽市議会議員を勇退することになりました。この間、皆様には本当にお世話になりありがとうございました。

皆様も御存じのとおり、私は市の職員でございました。先ほど委員会の中で、途中で市職員を退職する人がいるということをどうなのだろうと質問したのに、自分も実は途中で退職したということは少し違和感あって申し訳な

かったのですけれども、ただ、私が議員になろうと言ったとき、私は38年間、市の職員でしたけれども、ほとんどが窓口業務でした。やはり、市民の方とお話しするときに、いろいろ言われることもありました。そのときにやはり市民の言っていることも正しいと思うこともある。ただ、市の職員は法に基づいてやっていますので、自分の一存だけでいいとか悪いとかというのはやはり現在のおかれていることで判断するしかなかったものですから、そういったことで、私で、もしできることがあったらということで議員にならさせていただきました。

本当に皆様にはお世話になり、12年間やりましたけれども、今から考えれば38年間、市の職員、そして議員で12年間、この市役所に50年間通い続けました。今度は一市民として、しっかり小樽市が本当に発展していけるように、私は小樽生まれの小樽育ちでございますので、しっかり小樽市が今後発展していけるように陰ながら応援していきたいと思っておりますし、先ほど言いましたとおり、私は子供の教育の質問もさせていただきましたけれども、子供たちが本当に小樽で生まれてよかったと思えるような小樽市に、皆さんの力でしていただければと願ひまして、簡単でございますが御挨拶に代えさせていただきます。

本当にありがとうございました。(拍手)

#### ○委員長

続きまして、3月末日をもって退職される説明員の方がおられますので、御紹介申し上げ、一言御挨拶をいただきたいと思っております。

(説明員紹介)

#### ○委員長

私から一言申し上げます。今期をもって勇退される松田委員、また、退職される説明員におかれましては、長年の間、市民のためそして市政発展のために職務に精励され、そして尽くしてこられた御努力に対しまして改めて敬意を表するとともに、委員を代表いたしまして感謝を申し上げます。これからも健康に十分留意され、それぞれのお立場でますます御活躍されることを心から御記念申し上げる次第です。大変お疲れさまでした。

また、ただいま御紹介いたしました3名の理事者に加え、財政部長もこの3月末日をもって退職されます。財政部長におかれましては、4月からは副市長に就任されます。これまでは理事者として市政に関わってこられましたのが、今度は特別職の副市長という新たな立場から市政に関わることとなりますので、今後とも御尽力いただくことを御期待を申し上げます。

最後になりますが、委員長として酒井副委員長をはじめ委員各位及び理事者の皆様の御協力を賜り、この4年間無事に委員長の職務を全うできました。完全に全うできたかどうかというのは大変自信はございませんけれども、皆さんの御協力、御指導に感謝を申し上げ、お礼を申し上げたいと思っております。どうもありがとうございました。

本日は、これをもって散会いたします。